

インベスコ 店頭・成長株オープン

追加型株式投資信託/国内株式型(店頭株型)/自動けいぞく投資可能

目論見書
2004.3

1. この目論見書により行うインベスコ 店頭・成長株オープンの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成16年3月17日に関東財務局長に提出しており、平成16年3月18日にその届出の効力が生じております。
2. インベスコ 店頭・成長株オープンの受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券などの値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. この目論見書に使用している税率は、平成16年3月1日現在で適用されている税率をもとに作成しておりますが、税法が改正された場合は、それにともない税率が変更される場合があります。
4. 投資信託は、金融機関の預金とは異なり、預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関は証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。

目論見書の概要

インベスコ 店頭・成長株オープンの概要

ファンドの基本的性格	追加型株式投資信託／国内株式型（店頭株型）
ファンドの目的	投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。
主要投資対象	インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券
ファンドの特色	<p>(1) 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、JASDAQ市場（ジャスダック市場）をはじめとする新興市場（東証マザーズ、ヘラクレス等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資します。</p> <p>(2) JASDAQ INDEX（ジャスダック・インデックス）をベンチマークとします。</p> <p>(3) ファミリーファンド方式により運用を行います。</p>
主な投資制限	<p>(1) 株式への実質投資割合※には、制限を設けません。 <small>※実質投資割合とは、当ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する当該資産のうち、当ファンドに属するとみなした額との合計額が、当ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。</small></p> <p>(2) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>(3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
主な投資リスク	<p>(1) 価格変動リスク</p> <p>(2) ベンチマークに関するリスク</p> <p>(3) ファミリーファンド方式に関わるリスク （→詳細は、目論見書本文をご参照ください。）</p>
信託期間	無期限（平成5年12月29日設定） ただし、受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合等は、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。
決算日	毎年1回 （原則12月21日。ただし、同日が休業日の場合は、翌営業日）
収益分配	<p>原則として、年1回の毎決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。</p> <p>(1) 「一般コース」の場合……原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いいたします。</p> <p>(2) 「自動けいぞく投資コース」の場合……分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。</p> <p>(3) 「確定拠出年金コース」の場合……分配金は自動的に無手数料で再投資されますが、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。</p>

申 込 期 間	平成16年3月18日（木）から平成17年3月17日（木）まで
申 込 取 扱 場 所 (販 売 会 社)	後記<当ファンドの照会先>にお問い合わせください。
申 込 単 位	(1) 一般コース：1万口以上1万口単位（当初元本：1口＝1円） (2) 自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位 (3) 確定拠出年金コース：1円以上1円単位 ※1 「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」における収益分配金の再投資は、1口単位となります。 ※2 申込コースは販売会社ごとに異なりますので、各販売会社にお問い合わせください。当ファンドの販売会社は、後記<当ファンドの照会先>に問い合わせることにより知ることができます。
申 込 価 額	取得申込受付日の基準価額
申 込 手 数 料	申込口数、申込金額※1または申込代金等に応じて、申込価額に販売会社がそれぞれ定める2.1%（税込）※2以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。当ファンドの販売会社は、後記<当ファンドの照会先>に問い合わせることにより知ることができます。 なお、申込手数料には、当該申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が加算されます。 ※1 「申込金額」とは、「申込価額×申込口数」により計算される金額をいいます。以下同じ。 ※2 「目論見書の概要」および「費用と税金」において、「税込」と表示する場合は、各手数料等に係る消費税等相当額を含めた当該手数料等を表わします。 ※3 償還乗換えにより当ファンドの受益証券を取得する場合には、その範囲内で取得する口数について、無手数料となります。 ※4 「確定拠出年金コース」へのお申込みの場合は、無手数料となります。
ご 換 金 方 法	「解約請求」と「買取請求」による方法があります。 ※ただし、「確定拠出年金コース」においては、一定の場合を除き、「解約請求」のみのお取扱いとなります
ご 換 金 単 位	(1) 一般コース：1万口単位 (2) 自動けいぞく投資コースおよび確定拠出年金コース：1口単位
お 手 取 額	(1) 解約請求の場合： 1口につき、請求受付日の基準価額から個別元本※1を上回る金額に対する所得税および地方税※2を差し引いた額 ※1 個別元本とは、すべてのお客様の個々の受益証券の取得価額をいうもので、各受益者の税法上の元本にあたるものです。以下同じ。 ※2 法人の受益者の場合、平成16年1月1日からは地方税の源泉徴収はありません。 (2) 買取請求の場合： 1口につき、請求受付日の基準価額から個別元本を上回る金額に対する所得税相当額を差し引いた額
換金代金のお支払	原則として、請求受付日から起算して4営業日目からとします。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.05%（税込）

投資家の皆様におかれましては、目論見書本文をよくお読みいただき、商品の内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

費用と税金

■お申込時、収益分配時、換金時、償還時等にご負担いただく費用・税金

時 期		項 目		費 用・税 金	
お 申 込 時		申 込 手 数 料		申込口数、申込金額または申込代金等に応じて、申込価額に販売会社がそれぞれ定める2.1%（税込）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 （注1）償還乗換えにより当ファンドの受益証券を取得する場合には、その範囲内で取得する口数について、無手数料となります。 （注2）「確定拠出年金コース」へのお申込みの場合は、無手数料となります。	
収 益 分 配 時		個人の場合※1	所得税および地方税	普通分配金に対し	10%※2
		法人の場合	所 得 税	普通分配金に対し	7%※3
途 中 換金時	解 約 請 求	個人の場合※1	所得税および地方税	個別元本超過額に対し	10%※2
		法人の場合	所 得 税	個別元本超過額に対し	7%※3
	買 取 請 求	個 人 の 場 合		申告分離課税（原則）	詳しくは目論見書本文をご参照ください。
		法 人 の 場 合		法 人 課 税	
償 還 時		個人の場合※1	所得税および地方税	個別元本超過額に対し	10%※2
		法人の場合	所 得 税	個別元本超過額に対し	7%※3

※1 確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告を行うことにより、株式等の売買益との損益通算が可能となります。詳しくは、目論見書本文をご参照ください。

※2 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの適用税率。平成20年4月1日以降は20%となります。

※3 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの適用税率。平成20年4月1日以降は15%となります。

※4 上表の記載内容にかかわらず、「確定拠出年金コース」の受益者に対しては、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

■投資信託財産で間接的にご負担いただく（投資信託財産が支払う）費用

時 期	項 目	費 用	
毎 日	信 託 報 酬	総額	純資産総額に対して……………年率1.0500% (税込)
		配分	委託会社……純資産総額に対して 年率0.5775% (税込)
			販売会社……純資産総額に対して 年率0.3675% (税込)
	受託会社……純資産総額に対して 年率0.1050% (税込)		
組入株式等売買時	売買委託手数料	手数料は自由化されています。	

- ※1 株式等の売買委託手数料に係る消費税等相当額（当該手数料の5%）を投資信託財産から支払います。
- ※2 投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等相当額（当該費用の5%）を投資信託財産から支払います。
- ※3 上記のほか、外貨建資産の保管費用、先物取引やオプション取引等に要する費用等を投資信託財産から支払います。

(注) 税法が改正された場合等には、この「費用と税金」に記載された内容が変更になることがあります。

<当ファンドの照会先>

当ファンドの申込価額、販売会社等の情報については、下記にお問い合わせください。

(イ) 名 称：インベスコ投信投資顧問株式会社

(ロ) 電話番号：03-3506-6859

[受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで）]

(ハ) ホームページ：http://www.invesco.co.jp/

有価証券届出書

平成16年3月17日提出

発 行 者 名 インベスコ投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長
アレクサンダー・モーリス・プラウト

本店の所在の場所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

インベスコ 店頭・成長株オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

継続募集額（平成16年3月18日から平成17年3月17日まで）
500億円を上限とします。

継続募集を行う期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
（1）ファンドの名称	1
（2）内国投資信託受益証券の形態等	1
（3）発行（売出）数	1
（4）発行（売出）価額の総額	1
（5）発行（売出）価格	1
（6）申込手数料	2
（7）申込単位	3
（8）申込期間	3
（9）申込取扱場所	3
（10）払込期日	3
（11）払込取扱場所	3
（12）振替機関に関する事項	3
（13）その他	3
<当ファンドの照会先>	4

第二部	ファンド情報	5
第1	ファンドの状況	5
1	ファンドの性格	5
	(1) ファンドの目的及び基本的性格	5
	(2) ファンドの沿革	6
	(3) ファンドの仕組み	7
2	投資方針	10
	(1) 投資方針	10
	(2) 投資対象	14
	(3) 運用体制	16
	(4) 分配方針	17
	(5) 投資制限	17
3	投資リスク	28
	(1) リスク要因及び留意点	28
	(2) 投資リスクに対する管理体制	29
4	手数料等及び税金	31
	(1) 申込手数料	31
	(2) 換金(解約)手数料	31
	(3) 信託報酬等	31
	(4) その他の手数料等	32
	(5) 課税上の取扱い	32
5	運用状況	34
	(1) 運用の状況(概要)	34
	(2) 投資状況	37
	(3) 運用実績	38
	純資産の推移	38
	分配の推移	39
	収益率の推移	40
	(4) 設定及び解約の実績	41
6	管理及び運営	42
	(1) 資産管理等の概要	42
	(2) 受益者の権利等	48
第2	ファンドの経理状況	49
1	財務諸表	52
	(1) 貸借対照表	52
	(2) 損益及び剰余金計算書	53
	(3) 附属明細表	58
2	ファンドの現況	64
	(1) 純資産額計算書	64
	(2) 投資有価証券の主要銘柄	65
	(3) 投資不動産物件	66
	(4) その他投資資産の主要なもの	66
第3	その他	67
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	68

第一部 【証 券 情 報】

(1) 【ファンドの名称】

インベスコ 店頭・成長株オープン

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益証券(契約型)

(以下「受益証券」といいます。)

原則無記名式

受益証券は、原則として無記名式ですが、インベスコ投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」または「委託者」といいます。)の定める手続きにより受益者から請求があった場合は、無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更をすることができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」¹または「確定拠出年金コース」²を選択した受益者の受益証券については、全て無記名式とし、かかる変更はできません。

1 「自動けいぞく投資コース」とは、当ファンドの申込コースのうち、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を含む約款を含みます。)にしたがった契約(以下「自動けいぞく投資契約」といいます。)に基づき、収益分配金が税引後自動的に無手数料で再投資されるコースをいいます(以下同じ)。なお、当ファンドの申込コースは、後記「(13)その他 - 申込コース」に記載しております。

2 「確定拠出年金コース」とは、当ファンドの申込コースのうち、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度(以下「確定拠出年金制度」といいます。)を利用するコースをいいます(以下同じ)。なお、「確定拠出年金コース」においても、収益分配金は自動的に無手数料で再投資されますが、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

格付

受益証券は、平成14年12月16日にスタンダード&プアーズ(S & P)社から、A A Aのファンド運用格付³を取得しております。

3 ファンド運用格付の詳細については、後記「第二部 ファンド情報 - 第3 その他 - 5 『スタンダード&プアーズ(S & P)社の格付けに関する記載』」に記載しております。

(3) 【発行(売出)数】

500億円相当口 を上限とします。

受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額に相当する口数です。

(4) 【発行(売出)価額の総額】

500億円 を上限とします。

受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(5) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において、収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、取得申込受付日については、午後3時(半日営業日は午前11時)までに取得

申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる委託会社の指定する証券会社および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当ファンドの販売会社は、後記<当ファンドの照会先>に問い合わせることにより知ることができます。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、当ファンドでは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより変動します。

なお、基準価額は委託会社の営業日に日々算出されます。当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「店頭成長」の銘柄名で掲載されます。また、下記の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

<基準価額の照会先>

(イ) 名 称 : インベスコ投信投資顧問株式会社

(ロ) 電 話 番 号 : 03-3506-6859

[受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)]

(ハ) ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.invesco.co.jp/>

(6) 【申込手数料】

申込口数、申込金額¹または申込代金等に応じて、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める2.1%（税込）²以内の手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。当ファンドの販売会社は、後記<当ファンドの照会先>に問い合わせることにより知ることができます。

なお、受益証券の取得申込みにあたり、申込手数料には、当該申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が加算されます。

1 「申込金額」とは、「取得申込受付日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。以下同じ。

2 本書において「税込」と表示する場合は、各手数料等に係る消費税等相当額を含めた当該手数料等を表わします。

販売会社によっては、償還乗換え³のお取扱いをする場合があります。償還乗換えによりファンドの受益証券を取得する場合には、当該償還金額（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額）の範囲内で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記にしがい販売会社が定める手数料率を適用します。詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

3 「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における当該信託の受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。

上記にかかわらず、「確定拠出年金コース」へのお申込みの場合は、申込手数料は無手数料とします。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(7)【申込単位】

当ファンドの申込単位は、申込コースごとにそれぞれ下記 a . から c . に記載した通りとなっております。

ただし、販売会社により、取扱う申込コースが異なります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。当ファンドの販売会社は、後記<当ファンドの照会先>にお問い合わせることにより知ることができます。

a . 一般コース : 1 万口以上 1 万口単位
[当初元本 : 1 口当たり 1 円]

b . 自動けいぞく投資コース : 1 万円以上 1 円単位

c . 確定拠出年金コース : 1 円以上 1 円単位

上記 にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

(8)【申込期間】

平成16年3月18日（木曜日）から平成17年3月17日（木曜日）まで

(9)【申込取扱場所】

当ファンドの取得申込みを取扱う販売会社は、後記<当ファンドの照会先>にお問い合わせることにより知ることができます。

(10)【払込期日】

受益証券の取得申込みを行う投資者は、お申込みの販売会社の定める日までに、申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の口座を経由して、受託会社である三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託会社」または「受託者」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(11)【払込取扱場所】

当ファンドの取得申込みを取扱う販売会社は、当ファンドにかかる払込みを取扱います。

(12)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(13)【その他】

申込コース

当ファンドの申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」、分配金が税引き後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」、確定拠出年金制度に基づく「確定拠出年金コース」の3コースがあります。各コースごとの申込手続きについては、下記 および のようになります。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」

a . 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売会社所定の方法で申込みを行います。

ただし、「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、取得申込みに際して自動けいぞく投資契約をお申込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の両方を取扱う販売会社において、受益証券の取得申込みをされる場合は、「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただくこととなります。ただし、分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

b. 申込みの受付

受益証券の取得申込みの受付は、原則として、毎営業日の午後3時（半日営業日は、午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、特に指定がない場合、翌営業日に取得申込みが行われたものとして取扱います。

なお、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

c. 申込代金

イ. 「一般コース」

申込金額に、申込手数料（税込）を加算した金額を申込代金として、お申込みの販売会社にお支払いいただきます。

ロ. 「自動けいぞく投資コース」

上記「(7)申込単位」に記載したファンドの申込単位にしたがった投資者ご指定の金額を申込代金として、お申込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料（税込）は、当該投資者ご指定の金額から差し引かれます。

「確定拠出年金コース」

「確定拠出年金コース」は、確定拠出年金制度のご利用による取得申込者のお申込みのみを対象とします。確定拠出年金制度のご利用による取得申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。

申込代金の利息

いずれのコースにおいても、申込代金には利息を付しません。

日本以外の地域における発行
行いません。

< 当ファンドの照会先 >

当ファンドの発行価格、販売会社等の情報については、下記にお問い合わせください。

(イ) 名 称 : インベスコ投信投資顧問株式会社

(ロ) 電 話 番 号 : 03-3506-6859

[受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで)]

(ハ) ホームページ : <http://www.invesco.co.jp/>

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託/国内株式型(店頭株型)に属するものです。

「国内株式型(店頭株型)」とは、社団法人 投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の店頭登録株に投資するもの」として分類される投資信託をいいます。

ファンドの特色

a. 主として、インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、JASDAQ市場¹(ジャスダック市場)をはじめとする新興市場(東証マザーズ²、ヘラクレス²等)上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資します。

1 JASDAQ市場は、日本証券業協会が開設し、株式会社ジャスダックが運営している、主として中小中堅ベンチャー企業向けの株式市場です。なお、「JASDAQ」は、日本証券業協会の登録商標です。

2 東証マザーズは東京証券取引所が開設し、またヘラクレスは大阪証券取引所が開設している、主としてベンチャー企業を対象とした株式市場です。

b. 長期的な成長が見込まれるセクターに焦点をあて、今後、着実な利益獲得と急速な成長が見込まれる企業を発掘し、中長期投資いたします。

c. JASDAQ INDEX³(ジャスダック・インデックス)をベンチマークとします。

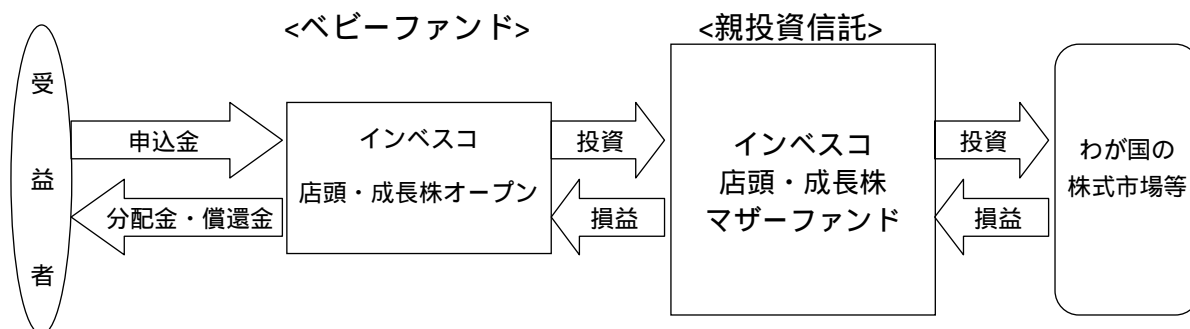
3 JASDAQ INDEXとは、JASDAQ市場に上場している全銘柄(日本銀行を除く。)を対象として、日本証券業協会が算出・公表する株価指数の一種であり、同市場に上場されている株式全体の株価動向を表わす指標です。

d. 当ファンドは、ファミリーファンド方式⁴により運用を行います。

4 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部を親投資信託に投資して実質的な運用を行う仕組みです。ファンドは「ベビーファンド」に当たり、「親投資信託」であるマザーファンドを通じて、わが国の株式等に投資します。

なお、ファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資する場合があります。

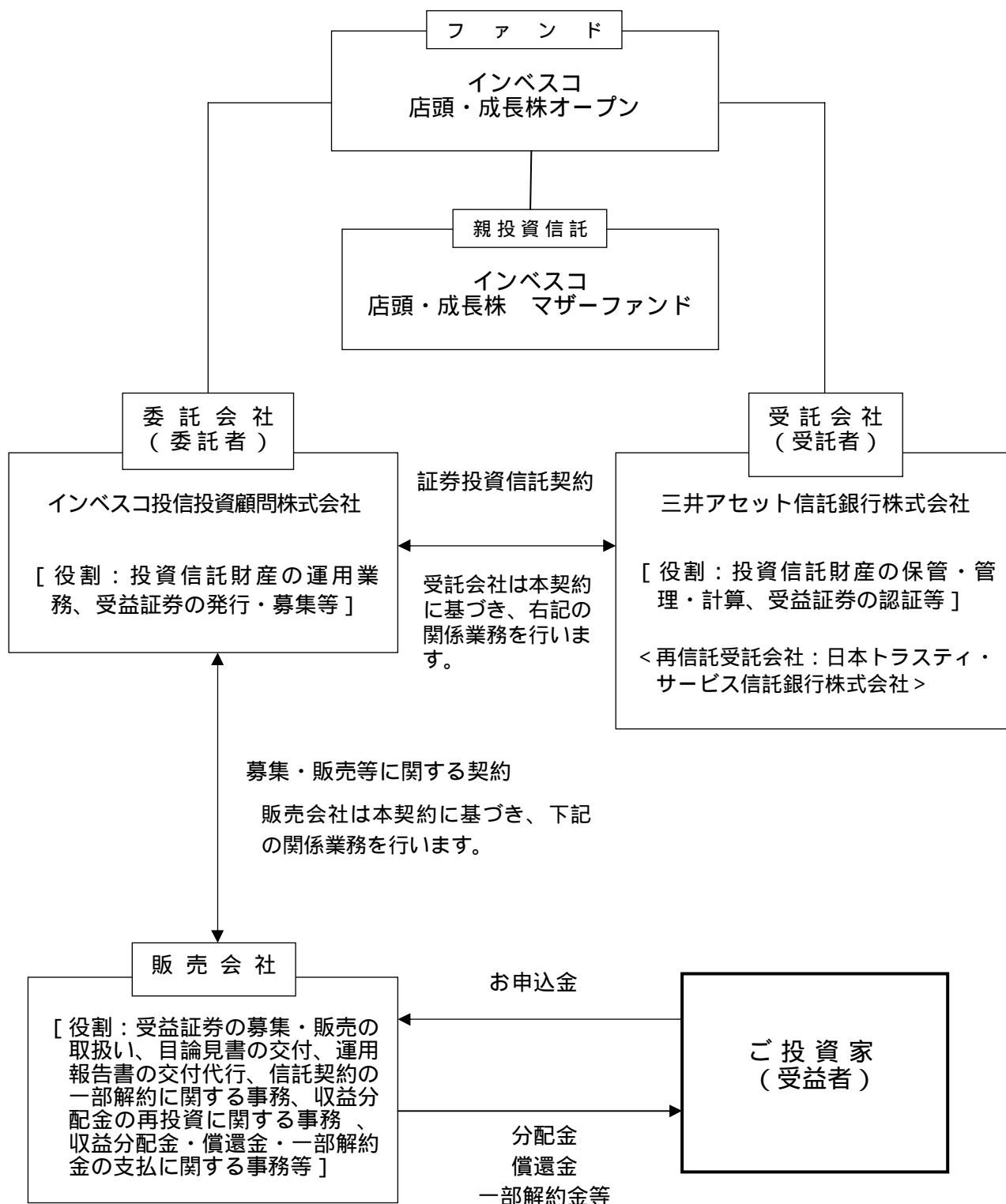
また、マザーファンドには、当ファンド以外にもベビーファンドが設定される場合があります。本書提出日現在、「インベスコ店頭・成長株オープンVA1(適格機関投資家私募投信)」があります。



(2) 【ファンドの沿革】

- 平成5年12月29日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始
- 平成12年6月22日 自動けいぞく投資コースの併設、信託期間の無期限化、資金の借入れの約款変更
- 平成13年11月28日 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度に対応するための約款変更
- 平成15年2月14日 ファミリーファンド方式とするための約款変更、マザーファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】
 ファンドの運営の仕組み



一般コースのみを取扱う販売会社は、当該業務を行いません。

ご投資家より集められたお申込金は、販売会社を通じ、受託会社において信託金として保管・管理されます。また、ご投資家（受益者）に対する分配金等の支払いは、販売会社を窓口として行われます。

委託会社等の概況

a . 資本金 : 1,580百万円 (本書提出日現在)

b . 委託会社等の沿革

昭和58(1983)年	東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
昭和62(1987)年	投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
平成 2 (1990)年	インベスコ投信株式会社を設立
平成 4 (1992)年	厚生年金基金の運用を受託
平成 7 (1995)年	公的年金の運用を受託
平成 8 (1996)年	投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10(1998)年	エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	連合王国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地 EC1A 1AG	31,600株	100%

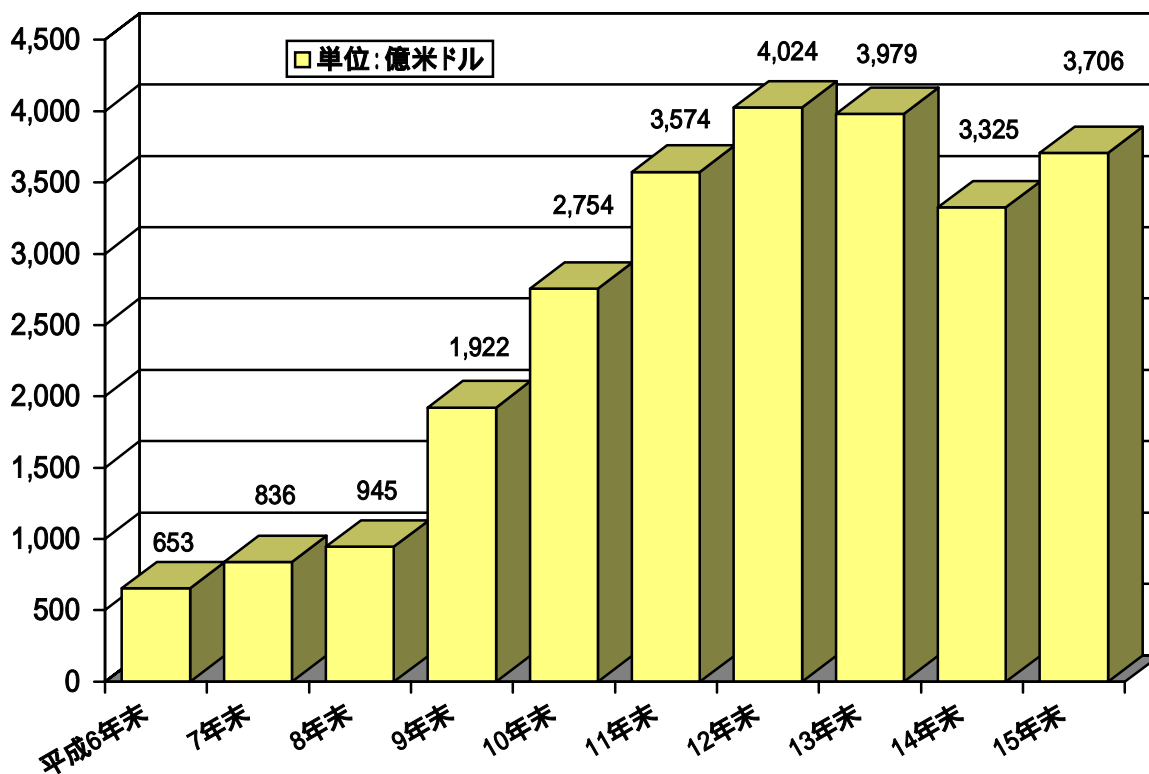
d . 委託会社の属する企業グループについて

- イ . 委託会社は、世界各地の拠点の連携により展開する独立系運用専門会社アンベスキャップ・グループの一員です。
- ロ . アンベスキャップ・グループは、主要市場に人員を配置しています。世界20カ国以上に40を超える拠点を持っています。
- ハ . アンベスキャップ・グループ全体の持ち株会社 - アンベスキャップplcは、ロンドン(英)、ニューヨーク(米)、パリ(仏)、トロント(加)の各証券取引所に上場されています。

(平成15年12月末現在)



アンベスキャップ・グループ全体の運用資産額の推移



1 従業員数 : 6,747人
 (うち運用担当者 : 593人)

2 総運用資産額 : 3,706億ドル (約40兆円*)

* 米ドルの円換算は、平成15年12月30日現在の株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 107.13円) によります。

(平成15年12月末現在)

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

- a．当ファンドは、マザーファンド受益証券を主要投資対象としながら、投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。
- b．当ファンドは、JASDAQ INDEXをベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回ることを目標とした運用を行います。
- c．株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の組入れ比率は、原則として投資信託財産総額の50%以上とします。
- d．ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

ファンドの投資戦略

BUY Small Today,
but Big Tomorrow

（「今日小さくても、明日大きくなるものを買おう」の意）

当ファンドは、継続的に高い利益成長をすることによって、新興市場から比較的早く東証第一部へ上場していくと見込まれる企業に長期投資します。当ファンドでは、小型株が大型株に成長していく局面が、企業のライフサイクルの中で成長力が最も高い時であり、株式市場でも大型株のファンドマネジャーのみならず、一般の投資家までもがその企業に注目し始める時期であると考えています。当ファンドは、主力株に成長していく局面にあると見込まれる小型株へ投資することによって、投資リターンを最大化しようと考えています。

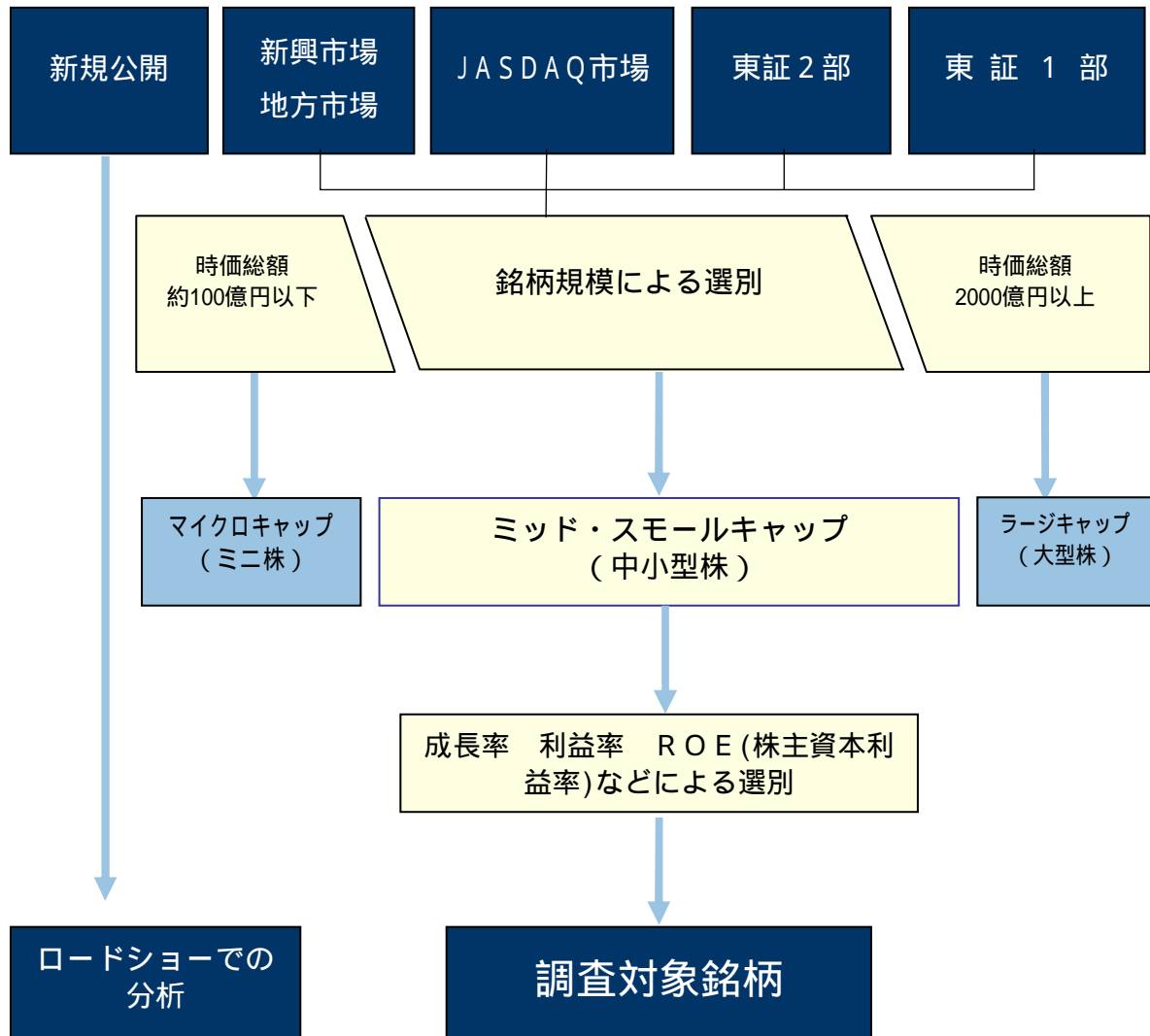
こうしたグランド・デザインに基づく、当ファンドの投資戦略のポイントは、以下の3点です。

- **成長（グロース）株投資**
 - 継続的に市場平均以上の利益成長を達成できると見込まれる企業に投資します。
- **ボトムアップ型**
 - 個別訪問などによる調査を重視します。
- **中長期投資（原則として3 - 5年程度）**
 - 将来、東証第一部に昇格すると見込まれる企業に長期投資します。

投資プロセス

a. 調査対象銘柄の絞り込み

当ファンドではまず、わが国の株式市場を構成する各市場から、以下のようなプロセスを経て調査対象とする銘柄を絞り込みます。



* 上図は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

b. コアウォッチ銘柄の決定

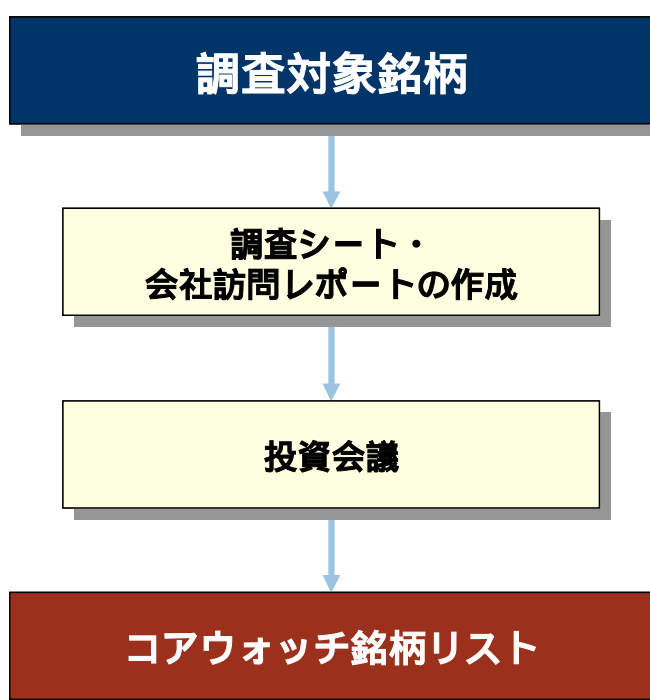
イ. プロセス

前記 a. により絞り込まれた調査対象銘柄について、会社訪問や財務データの分析を行います。さらにその分析結果を投資会議 に集約し、後記「ロ. 銘柄選択基準」において適格とした銘柄をコアウォッチ銘柄として決定します。

「投資会議」とは、当ファンドの運用を行う「中小型株運用チーム」内において、主な運用戦略等を決定するため、日次・月次に行われる会議をいいます。なお、当ファンドの運用体制については、後記「(3)運用体制」に記載しております。

会社訪問にあたっては、個別取材（ワンオンワン）を旨とし、経営陣へのコンタクトを重視します。また、ポートフォリオが保有する銘柄については、原則として四半期ごとに会社訪問等のコンタクトを持ち、フォローアップに努めます。

こうしたプロセスをまとめると、次図のようになります。



* 上図は、本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

ロ. 銘柄選択基準

当ファンドの銘柄選択では、以下の3点を重視します。

自分のイニシアティブをもってビジネスを拡大できる企業

「**明確な事業目的を追求し、取引先との関係で常に主導権を握る企業**」を探します。

このような企業は、高いマーケット・シェアや技術面の絶対的優位性があり、具体的には売上高営業利益率が高い傾向が見られます。

経済環境に左右されない企業

「**安全な場所にいる企業**」を探します。社会的なニーズの変化に対応した商品、サービスの提供を行っている企業に注目します。

ROE(株主資本利益率)の高い(あるいは今後高くなると見込まれる)企業

ROEは**株主資本がいかに効率的に事業に投下されているかを測る尺度**として最適と考えます。

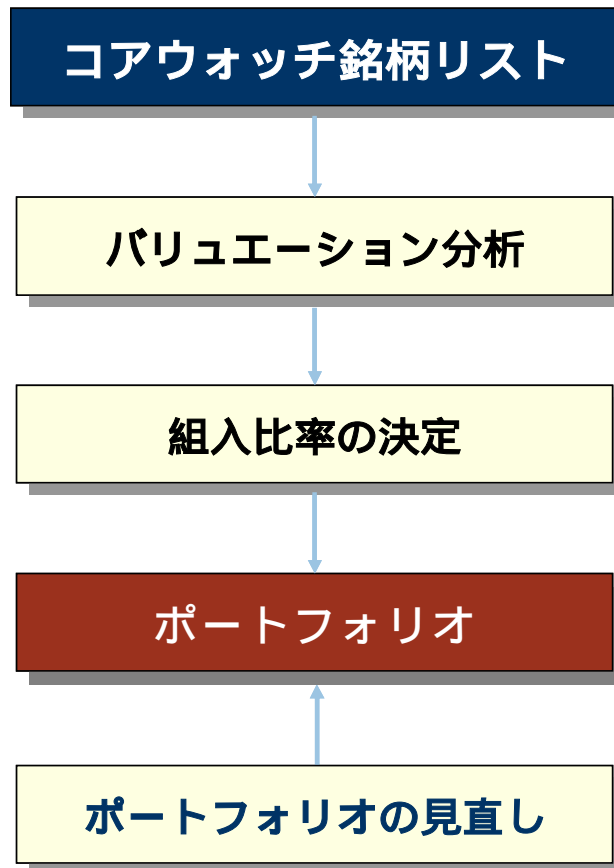
c. ポートフォリオの構築

イ. バリュエーションと組入比率の決定

上記b. のプロセスを経て決定されたコアウォッチ銘柄リストについて、まず株価収益率（PER）ほか複数の株価評価（バリュエーション）指標を用いて銘柄分析を行います（バリュエーション分析）。

バリュエーション分析を通じて各銘柄の割安度を測り、原則として割安度の高いものを高い組入比率とし、その他成長率や流動性等を考慮しながら個別銘柄の組入比率を決定します。さらにファンドの運用方針と照らし合わせた上で、ポートフォリオを構築していきます。

株価を1株当たり当期利益で割った商のこと。株価の割安・割高度等の分析指標として用います。なお、PERはprice earnings ratio の略号です。



* 上図は、本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

ロ. 売却基準

ポートフォリオに組入れた銘柄の売却基準は、以下の通りです。

- 該当銘柄が設定された適正株価に達したとき
- 該当銘柄の成長性や競争優位性に変化が生じたとき
- 該当銘柄のバリュエーションが変化したとき
- 該当銘柄の組入比率が一定水準を超えたとき
- 東証等への上場時はすぐに売却対象とはしないが、成長性などを考慮し適宜売却

d. ポートフォリオの見直し

- 保有銘柄については、四半期に一度以上の頻度でコンタクトし、主に以下の点を調査します。
 - 利益成長率の確認
 - 競争優位期間の再検証
- 企業訪問などの調査活動を行った場合、日次の投資会議において報告が行われ、組入れの適否が再検討されます。
- 組入銘柄の変更がある場合は、速やかにポートフォリオに反映します。
- 企業のニュース検索を自動化し、必要に応じて企業にコンタクトします。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産 とします。(約款第19条)

「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める資産をいいます。以下同じ。

- a. 有価証券
- b. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- c. 有価証券オプション取引に係る権利
- d. 外国市場証券先物取引に係る権利
- e. 金銭債権 (a . および g . に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- f. 金融先物取引等 (金融先物取引法 (昭和63年法律第77号) 第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。) に係る権利
- g. 金融デリバティブ取引 (投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。) に係る権利

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。(約款第19条の2第1項)

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- f. 資産の流動化に関する法律 (平成10年法律第105号) に規定する特定社債券
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書 (証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券 (単位未満優先出資証券を含みません。以下同じ。) または新優先出資引受権を表示する証券
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以

- 下同じ。)および新株予約権証券
- l. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - n. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
 - o. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - p. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
 - q. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
 - t. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
(なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。)

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記「投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。(約款第19条の2第2項)

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン

上記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金をa.からc.までに掲げる金融商品により運用することができるものとします。(約款第19条の2第3項)

有価証券先物取引等

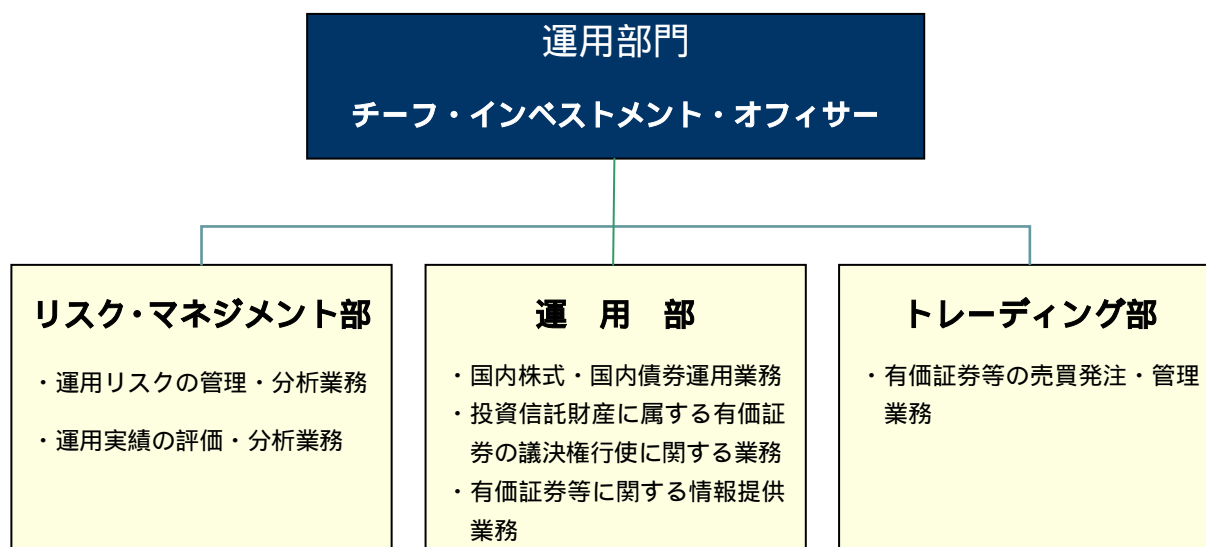
投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。(運用の基本方針 2.運用方法 (2)投資態度)

スワップ取引

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。(運用の基本方針 2.運用方法 (2)投資態度)

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制



当ファンドの運用を担当する「中小型株運用チーム」は、チーフ・ファンドマネジャーおよびファンドマネジャーにより構成され、上図の「運用部」に属しております。

* 上図は、本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

各担当者の権限・役割分担について

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー：
日本株式運用ならびにモデル・ポートフォリオ策定の最終権限責任者
- ・チーフ・ファンドマネジャー：
ファンドの運用制限にあわせて、モデル・ポートフォリオを加工した各個別ポートフォリオを構築します。また、モデル・ポートフォリオ組成・管理にあたって個別銘柄について組入比率の調整を行います。
- ・中小型株運用チームのファンドマネジャー：
ファンドマネジャーは各人がアナリストとして調査を行っており、チームとして運用を行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として12月21日。同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

a. 範囲

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配方針

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利益の処理方法

a. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

諸経費とは、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息をいいます。以下同じ。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

投資信託約款上の投資制限

a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 ）

株式への実質投資割合 には制限を設けません。

実質投資割合とは、投資信託財産に属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の投資信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。

b. 投資する株式等の範囲（約款第21条）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- c. 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第22条）
- イ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ．委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ハ．上記イおよびロにおいて、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. 新株引受権証券等への投資制限（約款第19条の2第4項）
- イ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ．前イにおいて、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. 投資信託証券への投資制限（約款第19条の2第5項）
- イ．委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ．前イにおいて、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第23条）
- イ．委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ロ．前イにおいて、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g. 信用取引の指図範囲（約款第24条）
- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ．前イの信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
 - ハ．投資信託財産の一部解約等の事由により前ロの売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速や

- かに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第25条）
- イ. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記「2 投資方針 - (2) 投資対象 - 投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本h.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨建表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額

がヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「2 投資方針 - (2)投資対象 - 投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第26条）
 - イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ニ. 前ハにおいてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ホ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）
 - イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - () 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財

- 産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- () 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前イの()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- k．外貨建資産への投資制限（約款第28条）
- イ．委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整するものとします。
- ロ．前イにおいて、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- l．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第29条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- m．外国為替予約の指図（約款第30条）
- イ．委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ロ．前イにおいて、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- n．資金の借入れ（約款第39条）
- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

- o. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（約款第37条）
委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- p. 再投資の指図（約款第38条）
委託会社は、前o.の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

法令に基づく投資制限

- a. 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）
委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイおよびロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びにハおよびニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。
 - イ. 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
 - ロ. 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 - ハ. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権または新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
 - ニ. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- b. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第32条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、下記イに掲げる数がロに掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
 - イ. その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
 - ロ. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

(参考) マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

マザーファンドは、投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。

運用方法

a. 主要投資対象

主として、JASDAQ市場をはじめとする新興市場（東証マザーズ、ヘラクレス等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資します。

b. 投資態度

イ. 株式の組入れ比率は、原則として、投資信託財産総額の50%以上とします。

ロ. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前イのような運用が出来ない場合があります。

ハ. 主として、JASDAQ市場をはじめとする新興市場（東証マザーズ、ヘラクレス等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資し、投資信託財産の成長を目標に積極運用を行います。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産とします。（約款第14条）

a. 有価証券

b. 有価証券指数等先物取引に係る権利

c. 有価証券オプション取引に係る権利

d. 外国市場証券先物取引に係る権利

e. 金銭債権（a. および g. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

f. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。）に係る権利

g. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。）に係る権利

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。（約款第15条第1項）

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みません。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以

- 下同じ。)および新株予約権証券
- l. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - n. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
 - o. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - p. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
 - q. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
 - t. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
（なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。）

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記「投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。（約款第15条第2項）

- a. 預 金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン

上記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金をa.からc.までに掲げる金融商品により運用することができます。（約款第15条第3項）

有価証券先物取引等

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。（運用の基本方針 2.運用方法 (2)投資態度）

スワップ取引

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。（運用の基本方針 2.運用方法 (2)投資態度）

(3)投資制限

投資信託約款上の投資制限

- a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）
株式への投資には制限を設けません。
- b. 投資する株式等の範囲（約款第17条）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし

- ます。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ．前イの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- c．同一銘柄の株式等への投資制限（約款第18条）
- イ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ．委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d．新株引受権証券等への投資制限（約款第15条第4項）
- 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- e．投資信託証券への投資制限（約款第15条第5項）
- 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f．同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第19条）
- 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g．信用取引の指図範囲（約款第20条）
- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ．前イの信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ハ．投資信託財産の一部解約等の事由により前ロの売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h．先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）
- イ．委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債

権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 - 投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）の範囲内とします。

- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本h.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象 - 投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- i．スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）
 - イ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、なら

- びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ジ．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）
- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の（ ）および（ ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- （ ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- （ ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前イの（ ）および（ ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ク．外貨建資産への投資制限（約款第24条）
委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整するものとします。
- カ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第25条）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- コ．外国為替予約の指図（約款第26条）
委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ク．有価証券の売却等の指図（約款第33条）
委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- コ．再投資の指図（約款第34条）
委託会社は、前ク．の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 法令に基づく投資制限
前記「2 投資方針 - (5)投資制限 - 法令に基づく投資制限」に記載した投資制限が、マザーファンドにも適用されます。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因及び留意点

ファンドの受益証券の価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の特定資産の値動き（また、外貨建資産には為替変動も伴います。）に影響を受けます。したがって、元金が保証されているものではありません。これらの運用により生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属いたします。

ご投資家の皆様におかれましては、目論見書をよくお読みいただき、当ファンドの内容およびリスクを十分にご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なリスク要因：

価格変動リスク

ファンドに組入れられる株式等は、国内および国際的な政治・経済情勢、市況等の影響を受け、値動きします。組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

組入証券の発行者の信用リスク

ファンドに組入れた株式等証券の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、組入証券の価格が変動し、基準価額が下落する要因となる場合があります。

組入証券の流動性リスク

流動性や市場性が乏しい組入証券について、期待される価格で売却できないことにより、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす場合があります。

ベンチマークに関するリスク

ファンドは、JASDAQ INDEXをベンチマークとしますが、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回るリターンを得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。なお、ベンチマークを今後見直す場合があります。

ファミリーファンド方式に関わるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等が生じ、それによって、マザーファンドにおいて組入資産の売買等が行われる場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

その他

- a．短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- b．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

留意点：

ファンドは、銀行預金とは異なり、預金保険機構による保険の対象となりません。また、販売会社のうち登録金融機関は証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。

ファンドは投資信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基

本としますが、ファンドが投資目的を実現する保証はありません。ファンドには、運用実績の保証はなく、また投資家の皆様の投資額の時価が増加するという保証もありません。皆様の投資には、損失の可能性があります、こうした損失に対してファンドは一切補償を行いません。

委託会社は、資金動向、市況動向等によっては、前記「2 投資方針」に記載したファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、信託契約の一部解約により、この信託にかかる受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回った場合、あるいは信託を終了することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合等には、受益証券の取得申込、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、あるいは既に受け付けた当該申込等の受付を取り消す場合があります。

ファンドに適用されている法令、税制、会計基準等は、本書提出日現在のものであり、今後変更される可能性もあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、「リスクマネジメントコミッティ」の下、投資リスクについて一元的に管理する体制が取られています。社内各部から集められたリスク情報は、「リスクマネジメントコミッティ」に集約され、検討が加えられたのち、リスク管理方針が策定されます。リスク管理の実務担当部署は、この方針に基づき、リスク管理の実務を遂行します。

リスク管理の実務担当部署は、リスクの種類ごとに以下のように分かれております。

リスク・マネジメント部：

運用部門に属し、主に資産配分やトラッキング・エラー など運用リスクを分析・監視（モニタリング）します。

トラッキング・エラーとは、ファンドとベンチマークとの収益率の乖離幅を示す数値のことをいいます。

コンプライアンス・オフィサー：

委託会社の各種業務に関わるリスク全般をモニタリングします。

管理部門：

投資リスクのうち、主としてファンドの約款上の投資制限や社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。

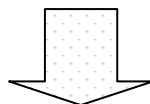
以上をまとめると、次図のようになります。

リスクマネジメントコミッティ

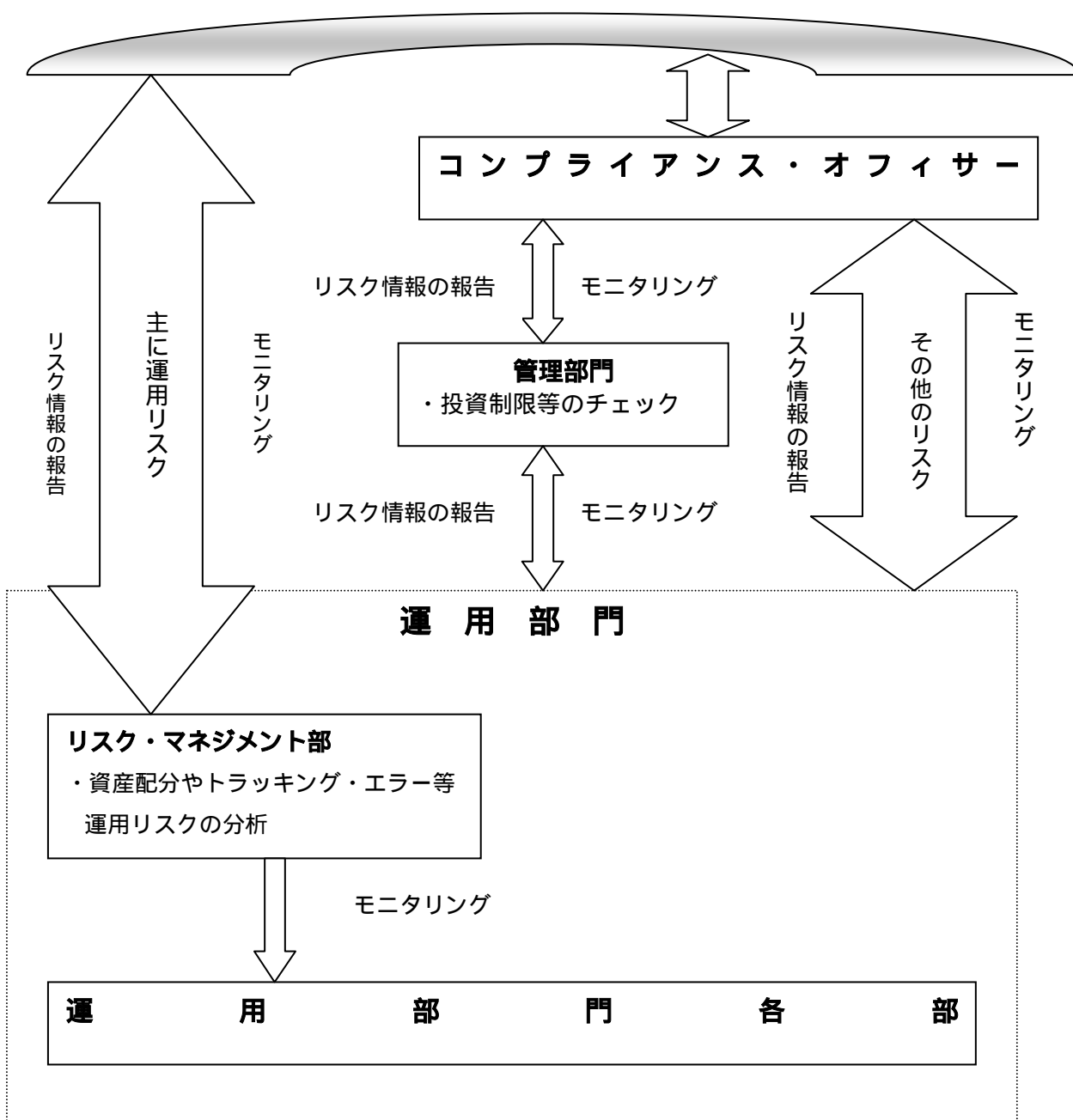
構成メンバー：社長、3部門（管理部門・運用部門・顧客担当部門）担当役員、
リーガル&コンプライアンス責任者

リスク情報はここに集約され、一元的に管理されます。

リスク情報の集約



リスク管理方針の策定



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込口数、申込金額または申込代金等に応じて、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める2.1%（税込）以内の手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドの販売会社は、下記＜販売会社の照会先＞にお問い合わせることにより知ることができます。

＜販売会社の照会先＞

(イ) 名 称 : インベスコ投信投資顧問株式会社

(ロ) 電 話 番 号 : 03-3506-6859

[受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで）]

(ハ) ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.invesco.co.jp/>

申込手数料（税込）は、お申込みの販売会社の定める日までに、当該販売会社にお支払いいただきます。

販売会社によっては、償還乗換えのお取扱いをする場合があります。償還乗換えによりファンドの受益証券を取得する場合には、当該償還金額（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額）の範囲内で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記 にしたがって販売会社が定める手数料率を適用します。詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

上記 にかかわらず、「確定拠出年金コース」へのお申込みの場合は、申込手数料は無手数料とします。

上記 にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

当ファンドの換金にあたり、手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の105（税込）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は次の通りです。

時期	項 目	費 用	
毎日	信託報酬	総額	純資産総額に対して 年率 1.0500%（税込）
		配分	委託会社.....純資産総額に対して 年率 0.5775%（税込）
			販売会社.....純資産総額に対して 年率 0.3675%（税込）
			受託会社.....純資産総額に対して 年率 0.1050%（税込）

1 信託報酬（税込）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払います。

2 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

上記(1)から(3)以外に、当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。
(ただし、これらに限定されるものではありません。)

株式等の売買委託手数料

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

受託会社の立替えた立替金の利息

投資信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用を含みます。）

委託会社は、 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行います。なお、委託会社は、実際の金額いかんにかかわらず、その金額を合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.0105%（税込）相当額（以下「諸費用相当額」といいます。）を、係る諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領します。ただし、諸費用相当額が63万円（税込）に満たないときは年間63万円（税込）を、525万円（税込）を超えるときは年間525万円（税込）を受領するものとします。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、諸費用相当額の上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

諸費用相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。諸費用相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用相当額に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合等には、その内容は変更されることがあります。

個別元本について

a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b．受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c．ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

d．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税の取扱い

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、確定申告の必要はありません。ただし、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告を行うことにより、株式等の売買益との損益通算が可能となります。

なお、第1段落の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日より20%（所得税15%および地方税5%）となります。

買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%）を差し引いた金額となります。

買取りにより発生した損益については、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。ただし、確定申告を行うことにより、株式等の売買損益との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税の取扱い

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%。地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

徴収された源泉税は所有期間に応じて、法人税額より控除されます。また、益金不算入制度が適用されます。

なお、第1段落の7%（所得税7%。地方税の源泉徴収はありません。）の税率は、平成20年4月1日より15%（所得税15%。地方税の源泉徴収はありません。）となります。

買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%。ただし、平成20年4月1日からは15%）を差し引いた金額となります。なお、買取請求時に差し引かれた税相当額は、法人税額より控除されません。

「確定年金拠出コース」の課税の取扱いについて

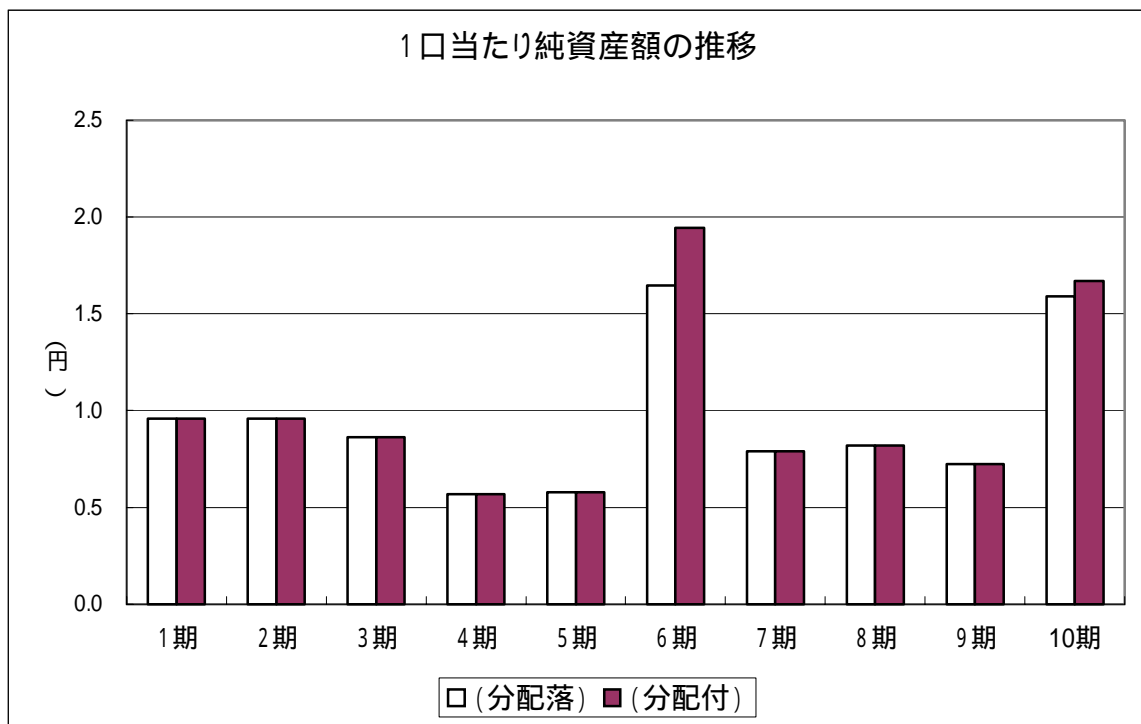
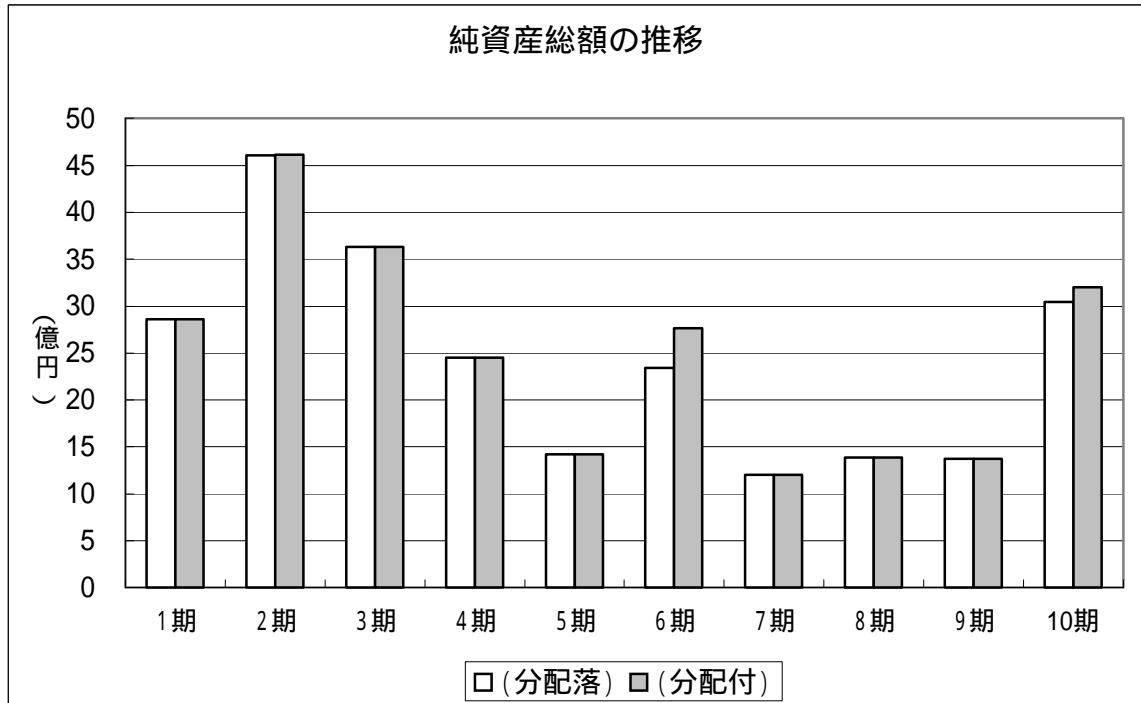
上記 から の記載にかかわらず、「確定拠出年金コース」の受益者に対しては、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

5 【運用状況】

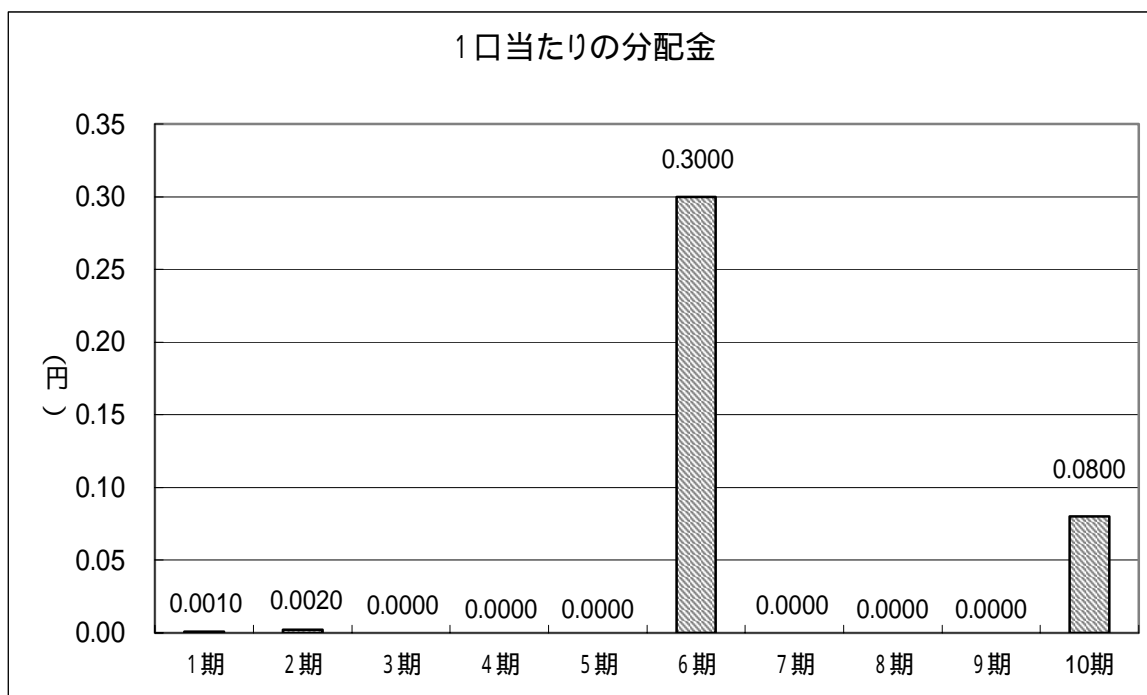
(1) 【運用の状況（概要）】

【純資産の推移】

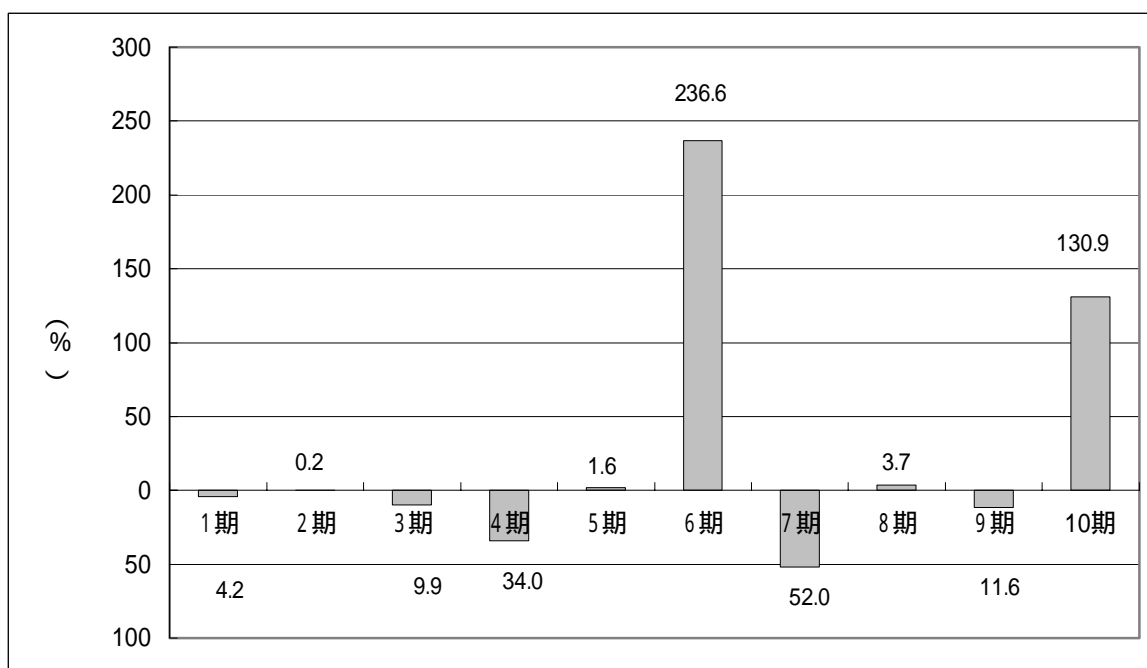
下記計算期間末の純資産総額および1口当たり純資産額の推移は、次の通りです。



【分配の推移】



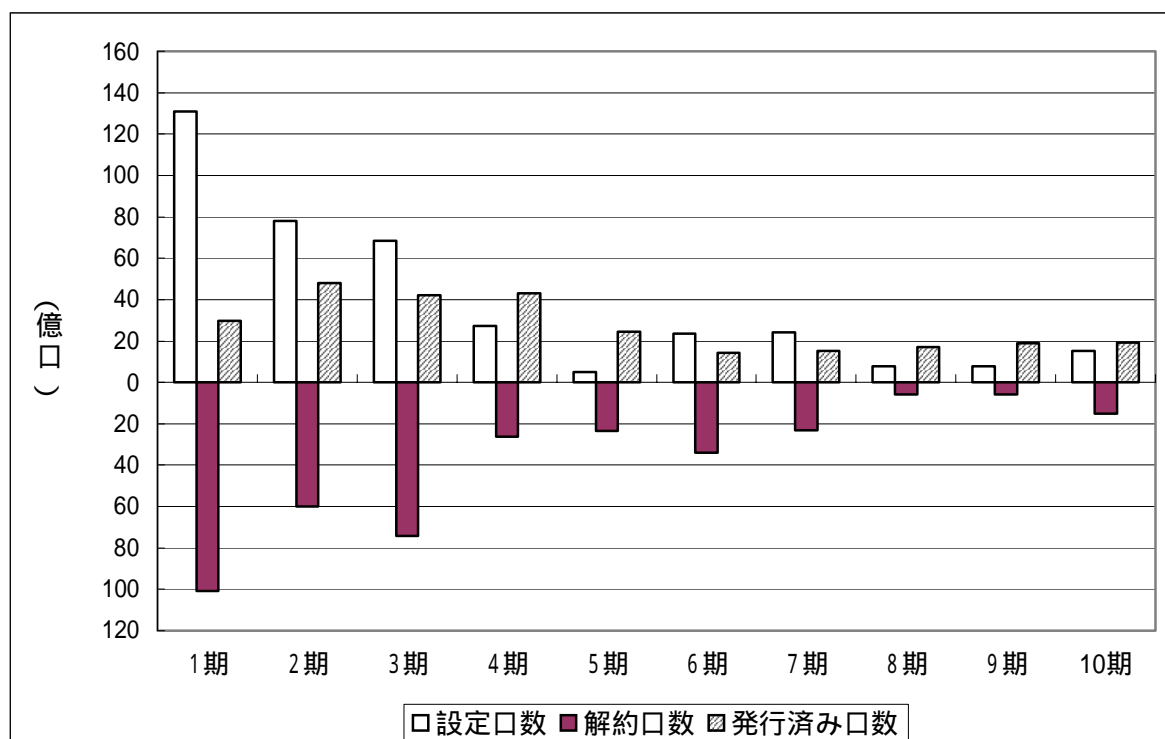
【収益率の推移】



(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（ただし、各決算期末は分配付の基準価額）から、前計算期間末の分配落ち後の基準価額（ただし、第1期は設定日の基準価額）を控除した額を、前期末基準価額（ただし、第1期は設定日の基準価額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、 $-$ はマイナスを表わします。

【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は以下の通りです。



(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。なお、縦軸の は、解約口数を表わします。

この「(1)運用の状況(概要)」に記載した各図は、本書に含まれる運用状況の情報の一部をグラフ化したものです。そのため、データの一部を省略または簡略化している場合があります。該当情報の詳細については、後記「(3)運用実績」「(4)設定及び解約の実績」をご参照ください。

(2)【投資状況】

(平成16年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式親投資信託受益証券	-	3,803,569,234	98.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	69,121,903	1.79
合計(純資産総額)	-	3,872,691,137	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(注2)当ファンドは、平成15年2月14日付の約款変更により「インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。

(参考)インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド

(平成16年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株 式	日 本	3,586,111,000	94.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	223,678,772	5.88
合計(純資産総額)	-	3,809,789,772	100.00

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成16年（2004年）1月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(1994年12月21日)	2,860	2,863	0.9571	0.9581
2期	(1995年12月21日)	4,604	4,613	0.9570	0.9590
3期	(1996年12月21日)	3,633	3,633	0.8620	0.8620
4期	(1997年12月21日)	2,451	2,451	0.5685	0.5685
5期	(1998年12月21日)	1,421	1,421	0.5778	0.5778
6期	(1999年12月21日)	2,340	2,767	1.6450	1.9450
7期	(2000年12月21日)	1,203	1,203	0.7890	0.7890
8期	(2001年12月21日)	1,387	1,387	0.8178	0.8178
9期	(2002年12月24日)	1,375	1,375	0.7231	0.7231
10期	(2003年12月22日)	3,048	3,201	1.5893	1.6693
	2003年1月末日	1,472	-	0.7910	-
	2003年2月末日	1,480	-	0.7960	-
	2003年3月末日	1,491	-	0.8063	-
	2003年4月末日	1,442	-	0.8794	-
	2003年5月末日	1,488	-	0.9233	-
	2003年6月末日	1,555	-	0.9737	-
	2003年7月末日	1,739	-	1.0935	-
	2003年8月末日	1,998	-	1.2044	-
	2003年9月末日	2,703	-	1.4497	-
	2003年10月末日	3,547	-	1.8321	-
	2003年11月末日	3,175	-	1.6845	-
	2003年12月末日	3,637	-	1.7176	-
	2004年1月30日	3,872	-	1.9043	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1 期	0.0010
2 期	0.0020
3 期	0.0000
4 期	0.0000
5 期	0.0000
6 期	0.3000
7 期	0.0000
8 期	0.0000
9 期	0.0000
10 期	0.0800

【収益率の推移】

計算期間	収 益 率 (%)
1 期	4.2
2 期	0.2
3 期	9.9
4 期	34.0
5 期	1.6
6 期	236.6
7 期	52.0
8 期	3.7
9 期	11.6
10 期	130.9

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額（ただし、各決算期末は分配付の基準価額）から、前計算期間末の分配落ち後の基準価額（第1期は設定日の基準価額）を控除した額を、前期末基準価額（第1期は設定日の基準価額）で除して得た数に100を乗じて得た数を、記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
1 期	13,083,190,000	10,094,010,000	2,989,180,000
2 期	7,812,860,000	5,991,020,000	4,811,020,000
3 期	6,834,620,000	7,430,080,000	4,215,560,000
4 期	2,740,300,000	2,643,550,000	4,312,310,000
5 期	494,740,000	2,346,420,000	2,460,630,000
6 期	2,353,430,000	3,391,460,000	1,422,600,000
7 期	2,425,830,000	2,323,250,000	1,525,180,000
8 期	764,151,031	592,334,183	1,696,996,848
9 期	787,486,220	582,375,953	1,902,107,115
10 期	1,525,389,959	1,509,428,239	1,918,068,835

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

6 【管理及び運営】

(1) 【資産管理等の概要】

【資産の評価】

a. 基準価額の算定

基準価額とは、当ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

また、収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2 「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

b. 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「店頭成長」の銘柄名で掲載されるほか、下記照会先に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

< 基準価額の照会先 >

(イ) 名 称 : インベスコ投信投資顧問株式会社

(ロ) 電 話 番 号 : 03-3506-6859

[受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで (半日営業日は午前9時から正午まで)]

(ハ) ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.invesco.co.jp/>

【申込（販売）手続等】

a. 申込コース

当ファンドの申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」、分配金が税引き後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」、確定拠出年金制度に基づく「確定拠出年金コース」の3コースがあります。

ただし、販売会社により、取扱う申込コースが異なります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。当ファンドの販売会社は、前記「資産の評価 - b. 基準価額の算出頻度と公表」に記載した< 基準価額の照会先 >に問い合わせることにより、知ることができます。

b. 申込（販売）手続

イ. 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」

() 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売会社所定の方法で申込みを行います。

ただし、「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、取得申込みの際して、自動けいぞく投資契約をお申込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の両方を取扱う販売会社において、受益証券の取得のお申込みをされる場合は、「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただくこととなります。ただし、分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

() 申込みの受付

申込期間における販売会社の毎営業日に、取得申込みを受け付けます。

受益証券の取得申込みの受付は、原則として、毎営業日の午後3時（半日営業日は、午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、特に指定がない場合、翌営業日に取得申込みが行われたものとして取扱います。

なお、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

ロ．「確定拠出年金コース」

「確定拠出年金コース」は、確定拠出年金制度のご利用による取得申込者の申込みのみを対象とします。確定拠出年金制度のご利用による取得申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。

c．受益証券の販売価格

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において収益分配金を再投資する場合の販売価格は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。なお、基準価額の照会方法については、前記「資産の評価 - b．基準価額の算出頻度と公表」に記載しております。

d．受益証券の販売単位

イ．一般コース

1万口以上1口単位（当初元本：1口＝1円）

ロ．自動けいぞく投資コース

1万円以上1円単位

ハ．確定拠出年金コース

1円以上1円単位

上記イからハにかかわらず、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

【換金（解約）手続等】

a．ファンドの換金方法

当ファンドの換金方法には、買取請求制度（買取請求制）と一部解約請求制度（解約請求制）があります。ただし、「確定拠出年金コース」においては、「反対者の買取請求権」を行使する場合を除き、解約請求制のみのお取扱いとなります。

「反対者の買取請求権」については、後記「(2)受益者の権利等 - 反対者の買取請求権」に記載しております。

b．換金申込みの受付

換金のお申込みは、原則として毎営業日の午後3時まで（半日営業日は午前11時まで）の受付とし、かかる受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

c. 換金代金の支払

買取請求制、解約請求制いずれの場合も、換金代金は、原則としてご請求を受け付けた日より起算して4営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払います。

d. 買取請求制度

イ. 受益証券の買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位（「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位）をもってその受益証券を買取ります。

ロ. 買取価額

受益証券の買取価額は、買取請求を受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して、当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額（当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税に相当する金額にあたります。）を控除した額とします。なお、買取価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

受益証券の買取りに関する課税上の取扱いの詳細については、前記「4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」に記載しております。

ハ. 受益証券の買取りの中止

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止することができます。

受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして上記ロの規定に準じて計算された価額とします。

e. 一部解約請求制度

イ. 一部解約の単位

受益者（上記d. にしたがって受益証券の買取りを行った販売会社を含みます。以下、本e. において同じ。）は、1万口単位（「自動けいぞく投資コース」、「確定拠出年金コース」または上記d. にしたがって受益証券の買取りを行った販売会社の場合は1口単位）をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

なお、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

ロ. 一部解約の実行の請求

受益者が、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

ハ. 信託の一部解約

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

ニ. 解約の価額

解約の価額は、一部解約の実行の請求を販売会社が受け付けた日の基準価額とします。受益者の手取額は、当該基準価額が個別元本¹を上回った場合のその超過額に対する所得税および地方税²を、当該基準価額から差し引いた金額となります。

なお、解約の価額は、委託会社の営業日に日々計算され、前記「資産の評価 - b. 基準価額の算出頻度と公表」に記載した＜基準価額の照会先＞に問い合わせることにより知ることができます。

1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当

該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。詳細は、前記「4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」に記載しております。

2 法人の受益者の場合、平成16年1月1日から地方税の源泉徴収はありません。詳細は、前記「4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」に記載しております。

ホ．一部解約の申込の受付の中止等

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記二の規定に準じて計算された価額とします。

【保管】

a．受益証券の保護預り

イ．「一般コース」を選択した受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ロ．「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」を選択した受益者の受益証券は、全て販売会社における保護預りとなります。なお、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

b．受益証券の再交付

イ．委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって、公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

ロ．委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

ハ．受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記イおよびロの規定を準用します。

ニ．委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、後記「その他 - a．繰上償還」に該当する場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させることがあります。

【計算期間】

a．ファンドの計算期間は、原則として毎年12月22日から翌年12月21日までとします。

b．なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記「その他 - a．繰上償還」に記載した繰上償還の日とします。

【その他】

a．繰上償還

イ．信託契約の解約

- () 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年経過した日以降において、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回る事となった場合、または信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前()の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。
- () 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()に規定する一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ロ．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ハ．委託会社の認可取消等

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「d．投資信託約款の変更二」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

ニ．受託会社の辞任

受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、後記「d．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．ファンド資産の保管

イ．保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

ロ．有価証券の保管

受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

ハ．混蔵寄託

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとし、ます。

ニ．投資信託財産の表示および記載の省略

投資信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

ｃ．有価証券報告書、運用報告書等

当ファンドについて、「証券取引法」およびその他関係法令の定めるところにより、計算期間の開始日から6ヵ月経過毎に半期報告書の提出がなされ、計算期間の終了毎に有価証券報告書の提出がなされます。また委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」およびその他関係法令の定めるところにより、計算期間の終了毎および償還時に、運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

ｄ．投資信託約款の変更

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、当該変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ．前ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、ます。

ニ．前ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

ホ．委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告をしません。

ヘ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前イからホ記載の手続きにしたがいます。

ｅ．委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

ｆ．関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

販売会社は、委託会社との間の「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約書を含みます。）に基づき、受益証券の募集の取扱い等を行います。同契約は、期間満了の3ヵ月前までに、

委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

g．公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

h．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(2)【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

a．受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

b．収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、販売会社の営業所等において、収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

ただし、記名式の受益証券を有する受益者が収益分配金の支払を受ける場合には、収益分配金交付票に記名し、あらかじめ届け出た印鑑を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

c．前b．の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」において収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行います。

d．受益者が収益分配金について、支払開始日から5年間請求を行わない場合は、その支払を請求する権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

a．受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

b．償還金は、信託期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から、販売会社の営業所等において、受益証券と引き換えに受益者に支払います。

ただし、記名式の受益証券を有する受益者が償還金の支払を受ける場合には、受益証券に記名し、あらかじめ届け出た印鑑を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

c．受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その支払を請求する権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益証券の一部解約請求権

受益者（受益証券の買取りを行った販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券について、委託会社に1万口単位（「自動けいぞく投資コース」、「確定拠出年金コース」または受益証券の買取りを行った販売会社の場合は1口単位）をもって一部解約を請求する権利を有します。なお、一部解約の請求手続きについて

は、前記「(1)資産管理等の概要 - 換金（解約）手続等 - e . 一部解約請求制度」に記載しております。

受益証券の買取請求権

受益者（「確定拠出年金コース」を選択した受益者を除きます。）は、1万口単位（「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位）をもって、受益証券の買取りを販売会社に請求することができます。なお、受益証券の買取りの請求手続きについては、前記「(1)資産管理等の概要 - 換金（解約）手続等 - d . 買取請求制度」に記載しております。

反対者の買取請求権

委託会社が前記「(1)資産管理等の概要 - その他 - a . 繰上償還 - イ . 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約または「(1)資産管理等の概要 - その他 - d . 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は所定の期間内（一月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第2 【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、第9期計算期間（平成13年12月22日から平成14年12月24日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号）附則第10条により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第10期計算期間（平成14年12月25日から平成15年12月22日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間（平成13年12月22日から平成14年12月24日まで）及び第10期計算期間（平成14年12月25日から平成15年12月22日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

監 査 報 告 書

平成15年2月17日

インベスコ投信投資顧問株式会社
代表取締役社長 古 閑 双 殿

中 央 青 山 監



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 毅

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 店頭・成長株オープン（以下「ファンド」という。）の平成13年12月22日から平成14年12月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がインベスコ 店頭・成長株オープンの平成14年12月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成16年3月2日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

清水 教 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 店頭・成長株オープンの平成14年12月25日から平成15年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 店頭・成長株オープンの平成15年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 【財務諸表】

インベスコ 店頭・成長株オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	第9期 (平成14年12月24日現在)	第10期 (平成15年12月22日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		1,472,479	6,118,098
コール・ローン		144,106,934	292,547,670
株 式		1,226,713,500	-
親投資信託受益証券		-	2,925,397,059
未収入金		16,089,223	-
未収配当金		16,200	-
未収利息		3	8
流動資産合計		1,388,398,339	3,224,062,835
資 産 合 計		1,388,398,339	3,224,062,835
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		-	153,445,506
未払解約金		4,047,243	8,910,296
未払受託者報酬		871,356	1,308,507
未払委託者報酬		7,842,115	11,776,534
その他未払費用		315,000	315,000
流動負債合計		13,075,714	175,755,843
負 債 合 計		13,075,714	175,755,843
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		1,902,107,115	1,918,068,835
欠損金			
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		526,784,490	1,130,238,157
(うち分配準備積立金)		(91,502,978)	(462,352,846)
(うち当期損失)		(205,707,809)	-
欠損金合計		526,784,490	-
剰余金合計		-	1,130,238,157
純資産合計		1,375,322,625	3,048,306,992
負債・純資産合計		1,388,398,339	3,224,062,835

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科 目	期 別	第9期 〔自 平成13年12月22日 至 平成14年12月24日〕	第10期 〔自 平成14年12月25日 至 平成15年12月22日〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		8,731,100	1,111,800
受取利息		2,289	2,018
有価証券売買等損益		196,767,324	1,664,321,929
営業収益合計		188,033,935	1,665,435,747
営業費用			
受託者報酬		1,704,401	2,077,596
委託者報酬		15,339,473	18,698,270
その他費用		630,000	630,000
営業費用合計		17,673,874	21,405,866
営業利益又は営業損失()		205,707,809	1,644,029,881
経常利益又は経常損失()		205,707,809	1,644,029,881
当期損失		205,707,809	-
当期純利益		-	1,644,029,881
当期一部解約に伴う当期利益分配額		21,910,606	-
一部解約に伴う当期純利益分配額		-	676,854,164
期首欠損金		309,136,582	526,784,490
欠損金減少額		97,844,861	843,292,436
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(97,844,861)	(145,725,891)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(-)	(697,566,545)
欠損金増加額		87,874,354	-
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(87,874,354)	(-)
分配金		-	153,445,506
期末剰余金又は期末欠損金()		526,784,490	1,130,238,157

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">期 別</p> <p style="text-align: center;">項 目</p>	<p style="text-align: center;">第9期</p> <p style="text-align: center;">〔 自 平成13年12月22日 至 平成14年12月24日 〕</p>	<p style="text-align: center;">第10期</p> <p style="text-align: center;">〔 自 平成14年12月25日 至 平成15年12月22日 〕</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>(1)株式 同左</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
<p>2. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>計算期間末日の取扱い</p> <p>平成14年12月21日が休日のため、信託約款第42条により、当計算期間末日を平成14年12月24日としており、このため当計算期間は、368日となっております。</p>	<p>計算期間末日の取扱い</p> <p>平成14年12月21日及び平成15年12月21日が休日のため、信託約款第42条により、当計算期間開始日を平成14年12月25日とし、当計算期間末日を平成15年12月22日としており、このため、当計算期間は363日となっております。</p>

追加情報

第9期 (平成14年12月24日現在)	第10期 (平成15年12月22日現在)
<p>_____</p>	<p>当ファンドの運用対象資産については、以下の変更を行い、2003年2月14日付けで当該事項にかかる信託約款の変更を行っております。</p> <p>運用対象資産</p> <p>当ファンドの主要運用対象資産は主としてわが国の証券取引所に上場されている株式としておりましたが、2003年2月14日より、当該株式を主要運用対象とする親投資信託受益証券に変更いたしました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成14年12月24日現在)	第10期 (平成15年12月22日現在)
<p>期首元本額 1,696,996,848円</p> <p>期中追加設定元本額 787,486,220円</p> <p>期中解約元本額 582,375,953円</p>	<p>期首元本額 1,902,107,115円</p> <p>期中追加設定元本額 1,525,389,959円</p> <p>期中解約元本額 1,509,428,239円</p>

(損益及び剰余金計算書関係)

<p style="text-align: center;">第9期 〔 自 平成13年12月22日 至 平成14年12月24日 〕</p>	<p style="text-align: center;">第10期 〔 自 平成14年12月25日 至 平成15年12月22日 〕</p>
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(811,551,607円)及び分配準備積立金(91,502,978円)より分配対象収益は903,054,585円(1万口当たり4,747.65円)ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(15,609,187円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(560,252,622円)、信託約款に規定される収益調整金(872,244,182円)及び分配準備積立金(39,936,543円)より分配対象収益は1,488,042,534円(1口当たり7,758.03円)であり、うち153,445,506円(1万口当たり800円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(有価証券関係)

第9期(平成14年12月24日現在)

売買目的有価証券

(単価:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	1,226,713,500	193,234,486
合 計	1,226,713,500	193,234,486

第10期(平成15年12月22日現在)

売買目的有価証券

(単価:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,925,397,059	1,296,303,996
合 計	2,925,397,059	1,296,303,996

(デリバティブ取引等関係)

第9期 (自 平成13年12月22日 至 平成14年12月24日)

該当事項はありません。

第10期 (自 平成14年12月25日 至 平成15年12月22日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第9期 (平成14年12月24日現在)	第10期 (平成15年12月22日現在)
1口当たり純資産額	0.7231円	1.5893円
(1万口当たり純資産額)	(7,231円)	(15,893円)

(3) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（親投資信託受益証券）

（平成15年12月22日現在）（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド	1,325,628,539	2,925,397,059	
	合 計		2,925,397,059	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、平成15年2月14日付の約款変更により「インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成 15年 12月 22日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		67,233,753
株 式		2,882,775,100
未 収 入 金		5,750,928
未 収 配 当 金		1,362,600
未 収 利 息		1
流動資産合計		2,957,122,382
資産合計		2,957,122,382
負債の部		
流動負債		
未 払 金		28,391,644
未 払 解 約 金		2,282
流動負債合計		28,393,926
負債合計		28,393,926
純資産の部		
元 本		
元 本		1,327,162,340
剰 余 金		
期末剰余金		1,601,566,116
剰余金合計		1,601,566,116
純資産合計		2,928,728,456
負債・純資産合計		2,957,122,382

重要な会計方針

対象期間	(自 平成15年2月14日) (至 平成15年12月22日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

(平成 15年 12月 22日現在)	
期首元本額	48,000,000円
期中追加設定元本額	1,700,740,397円
期中解約元本額	421,578,057円
期末における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ 店頭・成長株オープン	1,325,628,539円
インベスコ店頭・成長株オープンV A 1	1,533,801円
(適格機関投資家私募投信)	
合 計	1,327,162,340円

(有価証券関係)

(平成15年12月22日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	2,882,775,100	925,327,558
合 計	2,882,775,100	925,327,558

なお、「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等関係)

(自 平成15年2月14日 至 平成15年12月22日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(平成 15年 12月 22日現在)	
1口当たり純資産額	2.2068 円
(1万口当たり純資産額	22,068 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

(平成15年12月22日現在) (単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	トーカロ	2,300	2,310.00	5,313,000	
	エネサーブ	4,000	4,070.00	16,280,000	
	プリヴェチュリーッヒ企業再生グループ	43,000	1,825.00	78,475,000	
	ザインエレクトロニクス	41	320,000.00	13,120,000	
	シチズン電子	6,600	8,900.00	58,740,000	
	タムロン	14,000	5,100.00	71,400,000	
	アーク	19,000	6,550.00	124,450,000	
	トランコム	77,700	1,650.00	128,205,000	
	ジー・モード	65	563,000.00	36,595,000	
	アプリックス	4	1,880,000.00	7,520,000	
	ワークスアプリケーションズ	40	472,000.00	18,880,000	
	ワークスアプリケーションズ(新)	40	472,000.00	18,880,000	
	ヤフー	64	1,320,000.00	84,480,000	
	アグレックス	29,300	2,750.00	80,575,000	
	A C C E S S	26	5,670,000.00	147,420,000	
	サイバード	98	270,000.00	26,460,000	
	インデックス	200	507,000.00	101,400,000	
	有線ブロードネットワークス	1,160	23,810.00	27,619,600	
	有線ブロードネットワークス(新)	4,640	22,000.00	102,080,000	
	インボイス	340	57,000.00	19,380,000	
	クインランド	17	1,150,000.00	19,550,000	
	アップルインターナショナル	110	742,000.00	81,620,000	
	ガリバーインターナショナル	13,700	6,940.00	95,078,000	
	フォーバル	77,700	820.00	63,714,000	
	ハードオフコーポレーション	48,000	2,290.00	109,920,000	
	ゲオ	195	470,000.00	91,650,000	
	レイズインターナショナル	17	2,060,000.00	35,020,000	
	あみやき亭	50	302,000.00	15,100,000	
	日本レストランシステム	1,000	3,760.00	3,760,000	
	ナフコ	18,000	2,090.00	37,620,000	
大黒天物産	2,200	2,990.00	6,578,000		
ハニーズ	1,900	3,150.00	5,985,000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	幸楽苑	7,500	1,287.00	9,652,500	
	スギ薬局	17,500	7,100.00	124,250,000	
	バロー	11,900	1,920.00	22,848,000	
	ベルク	5,000	2,180.00	10,900,000	
	レオパレス21	143,000	1,030.00	147,290,000	
	エリアクエスト	320	40,250.00	12,880,000	
	エリアリンク	26	720,000.00	18,720,000	
	タクトホーム	82	490,000.00	40,180,000	
	タクトホーム(新)	82	490,000.00	40,180,000	
	ファースト住建	73,200	2,340.00	171,288,000	
	スタジオアリス	16,200	3,760.00	60,912,000	
	アルバイトタイムス	8,000	2,080.00	16,640,000	
	平安レイサービス	2,000	725.00	1,450,000	
	モック	47	1,040,000.00	48,880,000	
	日本エイム	3	483,000.00	1,449,000	
	ドリームインキュベータ	90	147,000.00	13,230,000	
	ケネディ・ウィルソン・ジャパン	195	310,000.00	60,450,000	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	3	4,900,000.00	14,700,000	
	ラウンドワン	289	236,000.00	68,204,000	
	グッドウィル・グループ	191	217,000.00	41,447,000	
グッドウィル・グループ(新)	382	217,000.00	82,894,000		
サイバーエージェント	425	251,000.00	106,675,000		
楽天	52	408,000.00	21,216,000		
エン・ジャパン	58	234,000.00	13,572,000		
	合計	652,052		2,882,775,100	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

(1) 【純資産額計算書】

(平成16年1月30日現在)

種 類	金 額
資産総額	4,013,514,534 円
負債総額	140,823,397 円
純資産総額 (-)	3,872,691,137 円
発行済口数	2,033,620,253 口
1口当たり純資産額 (/)	1.9043 円

(参考) インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド

(平成16年1月30日現在)

種 類	金 額
資産総額	3,810,233,469 円
負債総額	443,697 円
純資産総額 (-)	3,809,789,772 円
発行済口数	1,420,774,667 口
1口当たり純資産額 (/)	2.6815 円

(2) 【投資有価証券の主要銘柄】 (上位30銘柄)

(平成16年1月30日現在)

順位	銘柄名	商品	国名	業種	通貨	券面総額	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	その他	日本円	1,418,448,344	2.2298 3,162,856,118	2.6815 3,803,569,234	98.21

種類別投資比率

(平成16年1月30日現在)

国内 / 外国	種別	投資比率 (%)
国 内	親投資信託受益証券	98.21
合 計		98.21

(参考) インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド(上位30銘柄、すべて株式)

(平成16年1月30日現在)

順位	銘柄名	国名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ファースト住建	日本	不動産業	62,100	2,340.00	145,314,000	4,100.00	254,610,000	6.68
2	有線ブロードネットワークス	日本	情報・通信業	8,470	24,236.12	205,279,946	28,100.00	238,007,000	6.24
3	ACCESS	日本	情報・通信業	30	5,722,604.86	171,678,146	6,400,000.00	192,000,000	5.03
4	インデックス	日本	情報・通信業	253	531,038.80	134,352,818	715,000.00	180,895,000	4.74
5	レオパレス21	日本	不動産業	150,000	1,029.40	154,411,198	1,160.00	174,000,000	4.56
6	サイバーエージェント	日本	サービス業	366	258,927.63	94,767,516	446,000.00	163,236,000	4.28
7	グッドウィル・グループ	日本	サービス業	573	217,000.00	124,341,000	271,000.00	155,283,000	4.07
8	アーク	日本	その他製品	19,000	6,550.00	124,450,000	7,330.00	139,270,000	3.65
9	スギ薬局	日本	小売業	17,500	7,100.00	124,250,000	7,500.00	131,250,000	3.44
10	トランコム	日本	陸運業	77,700	1,650.00	128,205,000	1,610.00	125,097,000	3.28
11	ゲオ	日本	小売業	195	470,000.00	91,650,000	630,000.00	122,850,000	3.22
12	プリヴェチュリーッヒ企業再生 グループ	日本	電気機器	43,000	1,825.00	78,475,000	2,815.00	121,045,000	3.17
13	ガリバーインターナショナル	日本	卸売業	13,700	6,940.00	95,078,000	8,510.00	116,587,000	3.06
14	タクトホーム	日本	不動産業	194	498,901.19	96,786,831	560,000.00	108,640,000	2.85
15	ハードオフコーポレーション	日本	小売業	48,000	2,290.00	109,920,000	2,100.00	100,800,000	2.64
16	ヤフー	日本	情報・通信業	64	1,320,000.00	84,480,000	1,560,000.00	99,840,000	2.62
17	アグレックス	日本	情報・通信業	29,300	2,750.00	80,575,000	3,300.00	96,690,000	2.53
18	ラウンドワン	日本	サービス業	409	235,195.63	96,195,016	212,000.00	86,708,000	2.27
19	ジー・モード	日本	情報・通信業	106	609,434.31	64,600,037	805,000.00	85,330,000	2.23
20	アップルインターナショナル	日本	卸売業	110	371,000.00	40,810,000	646,000.00	71,060,000	1.86
21	フォーバル	日本	卸売業	69,700	820.00	57,154,000	1,010.00	70,397,000	1.84
22	光波	日本	電気機器	18,000	4,426.96	79,685,305	3,830.00	68,940,000	1.80
23	ケネディ・ウィルソン・ジャパン	日本	サービス業	195	310,000.00	60,450,000	332,000.00	64,740,000	1.69
24	タムロン	日本	精密機器	12,000	5,100.00	61,200,000	5,200.00	62,400,000	1.63
25	シチズン電子	日本	電気機器	6,600	8,900.00	58,740,000	9,320.00	61,512,000	1.61
26	アップルインターナショナル(新)	日本	卸売業	110	371,000.00	40,810,000	540,000.00	59,400,000	1.55
27	スタジオアリス	日本	サービス業	21,800	1,954.95	42,618,124	2,200.00	47,960,000	1.25
28	スタジオアリス(新)	日本	サービス業	16,200	1,880.00	30,456,000	2,200.00	35,640,000	0.93
29	サイバード	日本	情報・通信業	109	271,733.64	29,618,967	319,000.00	34,771,000	0.91
30	モック	日本	サービス業	47	520,000.00	24,440,000	733,000.00	34,451,000	0.90

業種別投資比率（平成16年1月30日現在）

国内 / 外国	業 種	投資比率（％）
国 内	情報・通信業	25.19
	サービス業	18.38
	不動産業	15.47
	小売業	9.92
	卸売業	8.71
	電気機器	7.85
	その他製品	3.65
	陸運業	3.28
	精密機器	1.63
	合 計	94.12

(3) 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(4) 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

第3 【その他】

- 1 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載するほか、有価証券届出書の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」および「費用と税金」として、目論見書の冒頭に記載します。
- 2 有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 5 運用状況」に記載された数値情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載します。
- 3 目論見書に約款を添付します。
- 4 要約目論見書を使用します。
添付書類（要約目論見書として有価証券届出書に添付するもの）を使用する場合は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号で準用される第12条第1項第1号口に規定する書類として、以下の要領にしたがい使用します。
 - (1)要約目論見書は、届出の効力が発生するまでの間は使用しません。
 - (2)届出の効力発生日欄については、効力発生日以降に記入して使用します。
 - (3)ファンド運用格付けのロゴ・マークを記載します。
 - (4)投信評価機関、投信評価会社等によるレーティングを表示する場合があります。

5 「スタンダード&プアーズ（S & P）社の格付けに関する記載」

S & P社のファンド運用格付けは“AAA”“AA”“A”“U/R（Watch）”で表記します。

S & P社のファンド運用格付けは、ファンドの長期的パフォーマンスへの寄与要因である定性・定量両面よりの評価に基づきます。S & P社は、規律ある運用プロセスおよび強力な運用体制により提供されるファンドは、同じセクターの他のファンドに比べると長期的に一貫して平均以上のパフォーマンスを達成する可能性が高いと考えます。運用格付けの差異は、定量評価および運用プロセスや運用体制に関するS & P社の定性評価に起因します。運用格付けは、ファンドの市場リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスクの指標ではなく、またファンドのカウンターパーティー、債務者としての適性をコメントするものではありません。

S & P社のファンド運用格付けは、ファンドの購入、売却、あるいは保有を推奨するものではなく、ファンドの市場価格や、ある特定の投資家に対するファンドの適合性について言及するものではありません。過去のパフォーマンスは、格付けに影響を及ぼす要因のひとつですが、それ自体は将来のパフォーマンスを推測する指標ではありません。格付けは、S & P社に提供された最新の情報、もしくはS & P社が信頼性を認めた情報に基づきます。S & P社は格付けの決定に際して会計監査を行うことはなく、監査の行われていない財務情報を利用することもあります。情報の内容が変化したり入手できなくなった場合、あるいは長期にわたりファンドマネジャーと連絡がつかないなど、その他の理由により、格付けが変更、保留、取り下げになることもあります。

S & P社ファンド運用格付けの定義

AAA 投資目標が類似した他のファンドに比べ、一貫した運用プロセスの基で、長期的に平均以上のリターンを提供する能力が極めて高い。

AA 投資目標が類似した他のファンドに比べ、一貫した運用プロセスの基で、長期的に平均以上のリターンを提供する能力が非常に高い。

A 投資目標が類似した他のファンドに比べ、一貫した運用プロセスの基で、長期的

に平均以上のリターンを提供する能力が高い。

U/R (Watch) ファンドマネジャーや運用チームに関して重大な変化があり、それが定性的評価に与える影響を再検討する機会が、まだS & P社にない場合、U/R (Watch) と記載されます。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

受益証券は原則として無記名式ですが、委託会社の定める手続きにより、記名式に変更することができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」または「確定拠出年金コース」を選択した受益者の受益証券は全て無記名式とし、記名式の受益証券とすることはできません。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きにより、名義書換を委託会社に請求することができます。ただし、名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。なお、名義書換手続きに関し、手数料は徴しません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

追加型証券投資信託

インベスコ 店頭・成長株オープン

約 款

追加型証券投資信託
インベスコ 店頭・成長株オープン
運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める運用方針は、次のものといたします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。)の組入れ比率は、原則として投資信託財産総額の50%以上とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、JASDAQ市場をはじめとする新興市場(東証マザーズ、ヘラクレス等)上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資し、投資信託財産の成長を目標に積極運用を行います。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合¹には、制限を設けません。

外貨建資産²への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券は除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引の運用指図等につきましては、約款第25条および第26条をご参照下さい。

3. 分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。

分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

¹ 実質投資割合とは、投資信託財産に属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の投資信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。

² 外貨建資産とは、外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、ならびに外国通貨表示の預金およびその他の資産をいいます。以下同じ。

追加型証券投資信託
インベスコ 店頭・成長株オープン
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円～200億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項、第54条、第55条第1項または第57条第2項に規定する信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権を、1億口～200億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかか

る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位、価額および手数料等）

第11条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者および確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のご利用による取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1万口につき1万円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は次の通りとします。

1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、2%を上限とし委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定めた率を基準価額に乗じて得た額とします。委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該手数料の額について事前に委託者に対して書面で通知す

るものとします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる手数料の額は、当該取得申込総口数に応じて先に定めた率を1万口につき1万円に乗じて得た額とします。

2. 証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払を受けた当該証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、当該証券会社および登録金融機関が別に定めるところにより、第1号に定める手数料を徴しないものことができるものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を当該基準価額に乗じて得た額とします。

なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

前2項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することができます。

（受益証券の種類）

第12条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券の8種類とします。

別に定める契約および保護預かり契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の

受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって、公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第17条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権(イ. およびト. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ヘ. 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利

ト. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)に係る権利

(運用の指図範囲等)

第19条の2 委託者は、信託金を、主としてインベスコ投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- 17．預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券およ

び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託
- 3．コール・ローン

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図が出来ます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を越えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を越えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を越えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証

券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に

投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条の2第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建

資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産

で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第30条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第31条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第33条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第35条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(投資信託財産の表示および記載の省略)

第36条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第37条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁さ

れる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行、または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月22日から翌年12月21日までとします。但し第1計算期間は平成5年12月29日から平成6年12月21日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用を含みます。)および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からそ

の支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の100の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第46条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、当該諸経費に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、当該諸経費に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金および償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第49条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第

49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者および確定拠出年金制度のご利用により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第51条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については1口単位)をもってその受益証券を買取ります。

前項の場合、受益証券の買取価額は、買取申込を受け付けた日の基準価額から、

当該買取に関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項による受益証券の買取りを中止することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第52条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券または確定拠出年金制度の利用にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の請求実行日の基準価額とします。

受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付し

ます。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるもの

とし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第49条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとし、

上記条項により信託契約を締結します。

平成5年12月29日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
インベスコ投信投資顧問株式会社

受託者 東京都中央区日本橋本町三丁目4番10号
三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託

インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド

約 款

親投資信託
インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド
運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める運用方針は、次のものといたします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、JASDAQ市場をはじめとする新興市場（東証マザーズ、ヘラクレス等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資します。

(2) 投資態度

株式の組入れ比率は、原則として、投資信託財産総額の50%以上とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

主として、JASDAQ市場をはじめとする新興市場（東証マザーズ、ヘラクレス等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資し、投資信託財産の成長を目標に積極運用を行います。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産¹への投資は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引の運用指図等につきましては、約款第21条および第22条をご参照下さい。

¹ 外貨建資産とは、外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、ならびに外国通貨表示の預金およびその他の資産をいいます。以下同じ。

親 投 資 信 託
インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、インベスコ投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第26条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(追加信託金の限度額および有価証券による受益権の取得)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

委託者は、この信託の受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券をもって取得させることができます。

前項に定める有価証券は、次に掲げるものとします。

- 1 . 証券取引所に上場されている有価証券
- 2 . 店頭売買有価証券
- 3 . 上記に掲げる有価証券以外の有価証券で証券取引法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券

第 4 項に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとします。

- 1 . 当該証券投資信託の委託者は、当該証券投資信託の受益権の取得に用いる有価証券について、前日の公表されている最終価格に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数の当該証券投資信託の受益証券の取得を指図するものであること。
- 2 . 当該証券投資信託とこの信託の受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第44条第2項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に掲げる適格機関投資家私募により行われ、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当します。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするインベスコ投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の再交付、受益証券を毀損した場合等の再交付、受益証券の再交付の費用)

第13条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付

を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前項の規定を準用します。

委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ. 金銭債権(イ. およびト. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - ヘ. 金融先物取引等(金融先物取引法第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。以下同じ。)に係る権利
 - ト. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)に係る権利

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。以下同じ。)または新優先出資引受権を表示する証券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図が出来ます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を越えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を越えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第16条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、

証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第18条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に

投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第15条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第15条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が金融商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組

入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第24条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券

の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第27条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第29条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第31条 投資信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(投資信託財産の表示および記載の省略)

第32条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行、または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月22日から翌年12月21日までとします。ただし、第1計算期間は平成15年2月14日から平成15年12月22日までとし、第2計算期間は平成15年12月23日から平成16年12月21日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第39条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用を含みます。)および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投

資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（ただし、第1計算期間については平成15年6月23日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定める証券投資信託（以下「ベビーファンド」といいます。）に関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

（信託報酬）

第40条 委託者および受託者はこの信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第41条 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了まで投資信託財産に留保し、期中に分配は行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第42条 追加信託金および一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第43条 委託者は、受益者から請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、すべてのベビーファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責)

第45条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第46条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、

委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年2月14日

委託者 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
インベスコ投信投資顧問株式会社

受託者 東京都港区芝三丁目23番1号
三井アセット信託銀行株式会社

